

# 津市環境基本計画

～ 中間見直し～

豊かな自然とともに歩み、  
より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和5年3月  
津市



## 目 次

### 序 章 環境基本計画の中間見直しにあたって

- 1 環境基本計画について . . . . . 1
- 2 環境基本計画見直しの背景 . . . . . 1
- 3 見直し後の計画期間 . . . . . 4
- 4 計画の構成 . . . . . 4

### 第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

- 1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境 . . . 7
- 2 《環境目標2》資源が循環する社会環境 . . . . . 9
- 3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境 . . . . 13

### 第5章 計画の実現に向けて

- 1 市民の環境意識の向上 . . . . . 17
- 2 協働による環境活動の促進 . . . . . 18
- 3 環境への負荷の少ない事業活動 . . . . . 18

- 参考資料 津市の環境 . . . . . 19



## 序章 環境基本計画の中間見直しにあたって

### 1 環境基本計画について

「津市環境基本計画」（以下「計画」という。）は、津市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、本市の環境施策を総合的、計画的に推進するため、「豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津」をめざす環境像として、平成 30 年（2018 年）3 月に策定しました。

なお、計画の期間は、平成 30 年（2018 年）度から令和 9 年（2027 年）度までの 10 年間としていますが、社会や環境情勢等の大きな変化が生じた場合は必要に応じ見直しを行うものとしています。

### 2 環境基本計画見直しの背景

計画の策定から 5 年が経過し、その間、地球温暖化を起因とした気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロスなどの地球環境を巡る問題が大きく取りざたされるようになり、平成 27 年（2015 年）に相次いで採択された「SDGs」（※1）や「パリ協定」に基づく地球温暖化対策や環境保全の取組が世界的に求められるようになりました。これに伴い、国や各自治体に対しても、SDGs や温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラル（※2）、脱炭素社会（※3）の実現に向けた様々な取組が求められています。

これらの、本市を取り巻く状況の変化や環境問題、社会情勢の変化に応じ、長期的な視点で本計画を見直すこととしました。

#### (1) 地域脱炭素の推進とプラスチック資源循環促進法

##### ア 国の動き

日本政府は、地球温暖化防止に向け、令和 2 年（2020 年）10 月 26 日に「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

「地球温暖化対策推進法」では、脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る改正案を令和 3 年（2021 年）3 月 2 日に閣議決定しました。同法に基づく政府の地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に整合する中期目標として、令和 12 年（2030 年）度の温室効果ガスを、平成 25 年（2013 年）度比で 46%削減すると掲げられました。

気候変動においても、気候変動適応の法的位置付けを明確にして推進するため、平成 30 年（2018 年）6 月に「気候変動適応法」が成立し、気候変動の緩和と適応に取り組むための枠組が整備され、さらに令和 2 年（2020 年）11 月には、衆参両議院で「気候非常事態宣言」が可決されるなど、我が国の

温室効果ガス排出量削減と気候変動への適応に向けた気運が醸成されてきています。

また、令和4年（2022年）4月から、プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を推進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されており、大量の生産・消費・廃棄型の経済からサーキュラー・エコノミー（循環型経済）への移行が図られています。

### 3R+Renewableを基本原則としたプラスチック資源循環促進法

3R	Reduce（リデュース）	製造のために消費する資源を減らす
	Reuse（リユース）	使用済み製品を繰り返し使用する
	Recycle（リサイクル）	廃棄された製品を原材料等として利用する
Renewable（リニューアブル）		製造に使用する資源を再生が容易なものに置き換え、廃棄を前提としないものづくりをする

### イ 県の動き

三重県では、令和元年（2019年）12月に、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「ミッションゼロ2050みえ」を宣言し、環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープラン「三重県環境基本計画」については、平成24年（2012年）に10年後を見据えて策定されましたが、その後、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けたグローバルな合意がなされ、またパリ協定の発効によりさらなる低炭素化が求められる状況となるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、2年前倒しで見直し、改定されました。

また、令和3年（2021年）3月に策定された「三重県地球温暖化対策総合計画」においては、気候変動に対する緩和策としての温室効果ガス排出量削減に係る取組だけでなく、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画が追加されており、気候変動問題に対し、緩和策と適応策の両輪で取り組むことが掲げられました。

同じく、令和3年（2021年）3月に策定された「三重県循環型社会形成推進計画」では、循環型社会の実現をめざして廃棄物施策を推進しようとする県

の姿勢を明確に打ち出すとともに、市町や事業者などの関係者との連携を進めるうえで、めざす社会像を共有しやすい形にすることが重要であるとの考えから、計画の名称をこれまでの「三重県廃棄物処理計画」から「三重県循環型社会形成推進計画」に変更されました。

## ウ 市の動き

計画の策定と同じく平成 30 年（2018 年）3 月に、少子高齢化を伴う人口減少やライフスタイルの多様化といった社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後の『ごみ処理』『生活排水処理』について「津市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

当該計画も環境基本計画の中間見直しと同時に、平成 30 年（2018 年）度から令和 3 年（2021 年）度までのごみの排出状況及び処理状況から計画の中間評価を行い、目標年度である令和 9 年（2027 年）度のごみの減量や再資源化などの目標値を達成すべく、残りの計画期間における各施策の見直しを行うとともに、「市民にわかりやすく負担の少ない分別方法や排出方法」となるよう見直しを行います。

また、令和 3 年（2021 年）3 月には「津市地球温暖化対策実行計画」を改訂しましたが、前述の「2050 年カーボンニュートラル」実現を目指す背景から、国の目標に適合させるため、新たな計画の準備を行いながら、令和 4 年（2022 年）8 月、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロとすることを目指す「地域脱炭素宣言」を行い、カーボンニュートラルの推進及び、プラスチックの資源循環の推進に関して、事業者とパートナーシップ協定を結びました。

## (2) その他の社会的な背景

### ア 森林の有する公益的機能の維持増進

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、平成 31 年（2019 年）4 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行されました。

適切な経営や管理が行われていない森林は、森林の持つ多面的機能（土砂災害の防止や水源かん養など）に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、そのような森林について、市町村が主体となって経営管理を行うことができる森林経営管理制度も同時に創設されました。

本市では、この森林経営管理制度に基づき経営管理権集積計画を作成し、森林整備を行っています。

## イ 空き地・空き家問題に係る総合的な民事基本法制の見直し

増加する空き地・空き家問題については、「空き家対策特別措置法」により所有者を特定し、文書等による改善を求めることで一定の成果が見られましたが、所有者不明土地や相続登記の更新がされていないなどの状況から、所有者にたどり着くまでに相当の時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まなかったり、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったりするなどの様々な課題が見られました。

これらの課題を解決するため、令和3年（2021年）4月28日に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が公布され、不動産登記制度の見直し、土地を手放すための制度の創設、土地利用に関する民法の規律の見直しなど、段階的に施行が行われ、所有者不明土地の発生予防と、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化が図られます。

## ウ 「グリーンリカバリー」：ポストコロナでめざすもの

経済、社会、人の暮らしに大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症、このコロナ禍からの復興にあたり、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、よりよい未来をめざす「グリーンリカバリー」が注目されています。

単にコロナの前に状況を戻すのではなく、その復興に投じられる知恵と資金を通じて、新しい持続可能な社会を築くチャンスがあります。

## 3 見直し後の計画期間

見直し後の計画期間は、令和5年（2023年）度から令和9年（2027年）度の5年間とします。

## 4 計画の構成

計画年度の間年である令和3年（2021年）度までの実績を踏まえ、社会や環境情勢等の大きな変化が生じた項目について見直しを行うことから、環境基本計画のうち「第4章 めざす環境像に向けた施策の展開」「第5章 計画の実現に向けて」「参考資料」を中心に見直します。

### 第1章～第3章（見直しなし）

### 第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

- 1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境
- 2 《環境目標2》資源が循環する社会環境
- 3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境



## 第5章 計画の実現に向けて

- 1 市民の環境意識の向上
- 2 協働による環境活動の促進（見直しなし）
- 3 環境への負荷の少ない事業活動（見直しなし）

## 第6章（見直しなし）

### 参考資料

津市の環境

津市環境基本条例（見直しなし）

用語説明（見直しなし）

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

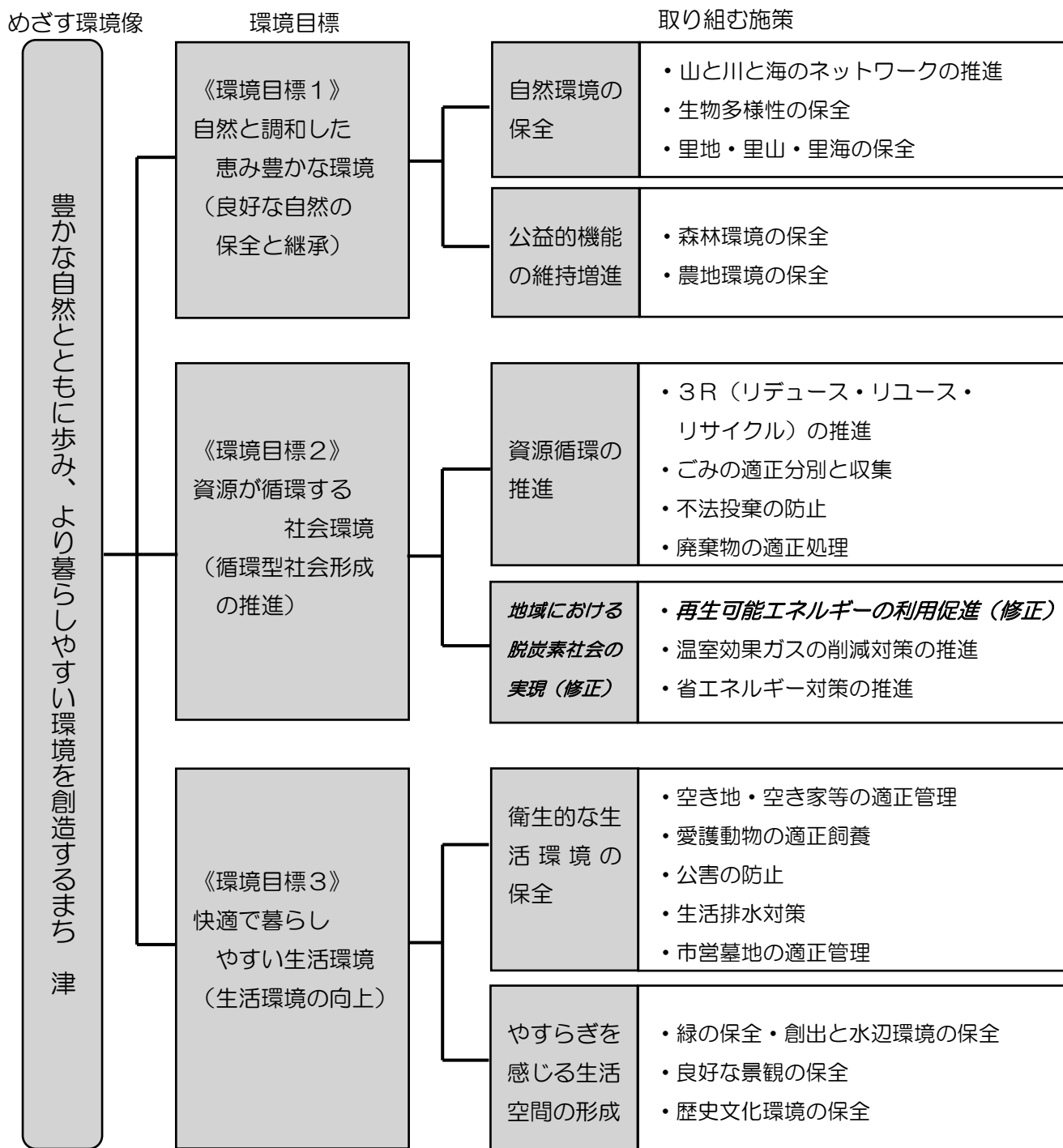


※1【SDGs（持続可能な開発目標）】平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げた国際目標。全ての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴール（目標）とその課題ごとに設定された169のターゲットで構成され、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅している。

※2【カーボンニュートラル】二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロ（中立）にすること。

※3【脱炭素社会】温室効果ガスの排出を減らす努力に加え、吸収源の確保などにより排出されたガスを吸収することで、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会のこと。

# 津市環境基本計画の施策体系



## 第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

### 1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境

#### (1) 自然環境の保全

##### 【現状と課題】

- ア 本市は、森林や湖沼、河川、海岸など豊かな自然環境を有しています。これらの豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークの強化とともに、山、川、海の恵まれた自然環境を生かした施策が必要になります。
- イ 民間事業者による開発事業や公共事業は、自然環境に影響を及ぼしかねないことから、開発行為などの土地利用の際には、生態系への影響や防災上の観点を踏まえた配慮が必要です。
- ウ 外来の動植物が野生化、繁殖している場合があり、在来種の減少など従来の生態系への影響が懸念されており、被害・予防等に関する情報提供が必要です。
- エ 様々な恵みをもたらす里地・里山の一部で過疎化、高齢化や生活様式の変化等により、人の関わりが少なくなってきたことから、その機能の喪失が懸念されています。
- オ 本市の海岸は南北約20kmでそのほとんどが自然の砂浜です。また、田中川河口等には貴重な自然が残っています。このような豊かな海辺環境を守る取組が必要です。

##### 【取り組む施策】

##### 《山と川と海のネットワークの推進》

- ア 市民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークを強化し、地域特性に応じた環境保全活動を促進し、森林や湖沼、河川、海岸などの自然環境の保全や野生生物の生息、生育環境の保全に取り組みます。

##### 《生物多様性の保全》

- ア 開発行為を計画する際には、地勢、流域、生態系などそれぞれの地域特性を踏まえ、自然環境に配慮するよう指導していきます。
- イ 従来の生態系を守るため、外来動植物の適正管理の必要性を啓発していきます。
- ウ 野生動物の生息数の増加・減少について、市民や関係団体と連携し、情報収集に努めるとともに地域ぐるみの取組を促進します。

##### 《里地・里山・里海の保全》

- ア 里地・里山は、木材など自然資源の供給、身近な自然とのふれあいの場、そして、様々な動植物の生息・生育場所などとして様々な恵みをもたらす大切な財産であることを情報発信し、理解を深めることにより、里地・里山が保全される仕組みづくりに努めます。

イ 本市の美しい海岸、自然の動植物の宝庫である里海について、情報発信を行い、豊かな海辺環境の保全に努めます。

## (2) 公益的機能の維持増進

### 【現状と課題】

ア 本市の上水道水源は大半が河川の表流水と伏流水により賄われているため、水源かん養機能を持つ森林の保護による水源地の保全、河川の水質改善が求められています。

イ 森林の間伐、受光伐、下刈り等に取り組んでいますが、一部の森林では荒廃が進んでいます。森林の荒廃が進むと、水源かん養、保水性、山地防災、二酸化炭素の吸収・酸素の発生という機能が低下するため適正な管理が必要です。

ウ 農業従事者の減少と高齢化が進み、農業の担い手が不足し、荒廃農地が増加傾向にあるため、若い担い手・後継者の育成が必要です。

### 【取り組む施策】

#### 《森林環境の保全》

ア 水源かん養機能を向上し、良好な水道水を確保・提供するため、森林の保護、整備を進めるとともに、取水した原水においては定期的な水質監視を行います。

イ 効率的な森林施業を図り、森林の状況に応じた整備・保全を行い、森林の多面的機能の維持・向上を図ります。また、水源かん養、保水性、山地防災、二酸化炭素の吸収・酸素の発生など森林の持つ大切な機能について情報発信します。

#### 《農地環境の保全》

ア 新規就農者・担い手の育成・確保による安定した農業経営基盤の強化に向けた取組への支援を行い、農地集積・集約化等による農地利用の適正化を進めるとともに、農業・農村の多面的機能の発揮による国土保全・資源かん養のための取組を推進します。

## 2 《環境目標2》資源が循環する社会環境

### (1) 資源循環の推進

#### 【現状と課題】

- ア 本市のごみの総排出量及びリサイクル率については、おおむね横ばい傾向にあることから、さらなるごみの発生抑制とリサイクル率向上のための取組とともに、市民ニーズに対応した分かりやすく負担の少ない、ごみの分別方法・出し方等についての検討が必要です。
- イ 本市のごみの総排出量のうち、約8割が可燃ごみとして排出されていることから、可燃ごみの減量が課題になっています。
- ウ **事業系の一般廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、引き続き、ごみ減量に対する事業者の理解・協力が必要です。(修正)**
- エ まだ十分に使うことができる物がごみとして排出されることがあることから、リユースに対する意識向上が課題になっています。
- オ 資源ごみの回収拠点として、市内に6か所のエコ・ステーションを設け、古紙類や小型電子機器などを回収していますが、エコ・ステーションの活用方法について知らない人がいるという現状もあるため、施設のPR及び利用しやすい施設運営が求められています。
- カ 全国的に、また本市においても高齢者や障がい者には、分別や毎日のごみの排出が負担となっているケースがあり、これから迎えるさらなる高齢化に伴い、負担の少ない分別やごみ出しの仕組みの構築が求められています。
- キ **不法投棄件数は減少傾向にあったものの、増加に転じた年もあることから、引き続き、不法投棄されない対策が必要です。(修正)**
- ク 本市は、焼却処理施設やし尿処理施設に加え、リサイクルセンターや一般廃棄物最終処分場などの処理施設を有しており、より安定的・効率的な稼働に努める必要があります。
- ケ **プラスチックごみの再資源化において、分別された容器包装プラスチックの中に汚れた容器包装プラスチックが多く混在していることで、再資源化できず、やむを得ず焼却処理している状況があることから、容器包装プラスチックの正しい分別方法について更なる啓発が必要です。(新規)**

#### 【取り組む施策】

#### 《3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進》

- ア 可燃ごみ減量化のため、生ごみの水切りを啓発するとともに、生ごみのたい肥化や紙ごみの資源化を徹底するなど、可燃ごみの資源化を進めます。
- イ 刈草、木の葉などは、たい肥化するなど、燃やせるごみとして処分しない方法を奨励します。
- ウ **食料品や日用品の過剰な購入を控えたり、マイバッグの利用の徹底、衣服などは長く使用できるものを選ぶ、購入するものはなるべく再生可能なものを選ぶなど、ごみの出ない生活スタイルの実践を啓発します。(修正)**

エ 事業系の一般廃棄物の排出量を減らすため、事業者による減量化計画の策定及び計画の実行について事業者の協力を求めます。

オ リュース情報掲示板による情報交換を充実し、まだ使える物がごみとして排出されない仕組みづくりに努めます。

カ エコ・ステーションは民間事業者の店頭回収とのバランスを考慮しながら、市民がより利用しやすい環境を整えます。

キ プラスチックごみの分別について、汚れた容器包装プラスチックをきれいに洗って出していただくよう啓発をしていく中で、市民に汚れをどの程度洗えばいいかわかりやすい啓発に努めます。

また、その他プラスチックについても、今後のマテリアルリサイクルの可能性を見越し、分別の徹底を図るべく市民への啓発に努めます。(新規)

#### 《ごみの適正分別と収集》

ア 日常生活で発生する廃棄物について、身体的な理由から地域のごみ一時集積所まで排出することが困難な方(世帯)に対するごみ出し支援を検討しています。(修正)

イ 適正なごみの分別方法・出し方等について、環境だよりや本市の広報紙、ホームページでの啓発を継続して行うとともに、ごみダイエット塾や小学校での環境学習など様々な機会を通じて啓発します。

#### 《不法投棄の防止》

ア 不法投棄対策として、環境パトロールや啓発看板の設置を実施するとともに、警察との連携強化、市民との協働により不法投棄をさせない環境づくりに取り組みます。

#### 《廃棄物の適正処理》

ア ごみ分別方法の周知徹底を図り、中間処理過程においても徹底した分別を行い、廃棄物の資源化率を高めることにより、最終処分量の減量を図ります。

イ 各処理施設の安全で効率的な運転管理の徹底に努めるとともに、施設の長期的な運用の視点に立った検討も進め、効率的・効果的な運転管理と安定した廃棄物処理を推進します。

## (2) 地域における脱炭素社会の実現（項目修正）

### 【現状と課題】

- ア 地球温暖化防止策として、再生可能エネルギーの必要性が高まっており、本市においても、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等が普及し、市内全世帯の家庭用年間消費電力を賄える計算となる発電量となっていますが、今後は発電設備に係る周辺環境への配慮も求められます。
- イ 太陽光発電システムは、一般個別住宅への設置や空き地を利用した発電設備の設置が普及していますが、太陽光パネルの住環境への影響が問題視されるようになり、対策が求められています。
- ウ 電力消費量の多い市内事業者への省エネルギー・地球温暖化防止策に対する理解を深めるとともに、エネルギーの効率的な利用に向けた取組を検討する必要があります。
- エ 再生可能エネルギーの導入が順調に進んでいる本市においては、地域資源を活用したエネルギーを創出するだけでなく、発電した電力を蓄えて利用するなど、地産地消のエネルギー消費も視野に入れた取組を進めていく必要があります。（修正）
- オ 本市における FIT 法に基づく売電事業に伴う太陽光発電、風力発電の導入については、良好な日照条件や風況などを活用し急速に普及したことから、今後はこれらの発電施設で作った電気を市内で消費する地産地消の仕組みづくりを視野に入れた再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。（修正）
- カ 地球温暖化防止に対する意識は高い状況にありますが、脱炭素社会の実現を目指すため、日常生活における具体的な省エネルギー行動について等の情報を発信し、ライフスタイルの変容、脱炭素社会に向けた価値観の醸成を図る必要があります。（修正）

### 【取り組む施策】

#### 《再生可能エネルギーの利用促進》（修正）

- ア 新エネルギー利用設備設置費補助金事業を継続し、家庭や事業所の屋根などに設置する自家消費型の太陽光発電設備等による環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの普及を促進し、もってエネルギーの自産自消による自立・分散型エネルギー社会の構築に寄与します。（修正）
- イ 本市はバイオマス産業都市として国の認定を受けており、4つのプロジェクト（木質バイオマス発電、木質バイオマス固形燃料化、食品系廃棄物活用、汚泥固形燃料化）を支援していきます。
- ウ 再生可能エネルギー利用施設の整備の際には、地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民の暮らしに配慮された事業となるよう事業者等に指導します。（修正）
- エ 公共施設等への再生可能エネルギー設備の効果的な導入を進めます。（修正）

《温室効果ガスの削減対策の推進》

ア 津市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス削減に向けた啓発活動に取り組めます。

イ 適切な森林経営、街路樹や公園など公共施設の緑化を推進することにより、二酸化炭素の吸収源の確保を推進します。(修正)

ウ アイドリングストップなどのエコドライブ、公共交通機関の利用、自転車の利用など温室効果ガスの削減につながる行動に個人もしくは事業所等団体で取り組む意識の高揚に努めます。

エ 教育委員会を通じ、学校や公民館等と連携し、家庭で家族とともに地球温暖化防止への取組を実践する講座などを開催し、普段から環境についての関心を持って行動する市民意識の醸成を図ります。

オ 脱炭素社会を実現するため、EV（電気自動車）及びFCV（燃料電池自動車）などの次世代自動車、ZEH（ゼロエネルギー住宅）など、二酸化炭素を排出しないエネルギー高度利用技術の普及促進を図ります。(修正)

《省エネルギー対策の推進》

ア 省エネルギー家電の導入やこまめな電源のON/OFFを心がける行動、エコドライブの実践や自転車の利用、グリーンカーテンづくりなど省エネルギーにつながる行動を、講習会などを通じて広く呼びかけます。(修正)

イ (削除)

ウ 公共施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化やLEDへの変換など、公共施設における電気、燃料等の効率的な使用を図ります。(修正)

エ 生活かえる！エコエコ家族などの市民版環境マネジメントシステムを推進します。

オ 事業活動における効率的なエネルギー利用について、市内事業者に呼び掛けます。



### 3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境

#### (1) 衛生的な生活環境の保全

##### 【現状と課題】

ア 近年の人口減少や既存住宅の老朽化、社会のニーズの変化に伴い、増加する空き地・空き家問題の深刻化が懸念され、適切な管理等が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き地・空き家もたらす問題について広く市民に周知・啓発が必要です。

イ 空き家のなかには、修繕や手入れを行えば居住できる物件も多いことから、空き家が流通しやすい環境の整備と利活用の促進が必要です。

ウ 犬の登録や狂犬病予防注射を受けていない犬が、依然いるものと考えられることから、犬の飼い主に継続的な適正飼養についての啓発が必要です。

エ 犬や猫などの鳴き声やフンの不始末などマナー不足により、周囲の迷惑になっていることがあり、飼い主のマナー向上が求められています。

オ 「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を目指し啓発を進めており、犬猫の殺処分については年々大幅に減少している中、令和4年6月から犬・猫のマイクロチップの装着が義務付けられましたが、今のところ保健所が引き取り又は保護した犬・猫のうち、返還又は譲渡されることなく、やむを得ず殺処分となる犬・猫が存在します。(修正)

カ 市内の各地において、大気・水質・騒音・振動などの環境測定を行っています。環境基本法に基づく水質の環境基準が達成できなかった項目もあるため、継続した監視と指導が必要です。(修正)

キ 公共下水道の普及率は全国平均を下回っており、くみ取り槽、単独浄化槽の世帯も依然として残っているため、公共下水道の整備とともに合併浄化槽などへの転換が求められています。

ク 市内には6か所の市営墓地があります。現時点で無縁墓はありませんが、核家族化と人口減少の進行により、将来、墓地区画を管理する人がいなくなることが懸念されています。

##### 【取り組む施策】

##### 《空き地・空き家等の適正管理》

ア 空き地・空き家化の予防・抑制のため、市民や所有者に対し、空き地・空き家を放置しない意識の醸成を図る啓発に取り組みます。

イ 資産価値のあるうちに賃貸や売却が行われるなど、空き家が住宅ストックとして活用される流通環境の充実に努めます。(修正)

ウ 適正に管理されていない空き地・空き家の所有者に対し、適正管理に向けた啓発や情報発信を行い、改善されない場合は所有者に対し指導を行います。

##### 《愛護動物の適正飼養》

ア 狂犬病予防法に基づく犬の録や狂犬病予防注射の実施の徹底を図ります。

イ 保健所と連携し、広報紙などによる動物の終生飼養、繁殖制限、逸走防止、遺棄・虐待等の適正飼養の啓発を継続して行い、飼い主のマナー向上を図ります。(修正)

ウ 三重県動物愛護推進センターと連携し将来的に犬・猫の殺処分がゼロになることを目標として、収容動物の返還率向上の取組や収容動物の譲渡の推進を行います。(修正)

#### 《公害の防止》

ア 大気・水質・騒音などの環境測定を継続して実施し、市民に環境情報の提供を行います。

イ 騒音・振動・悪臭など環境に関わる相談・情報提供に対し、現地調査など迅速に対応します。

#### 《生活排水対策》

ア 公共下水道供用開始地域の未接続世帯の公共下水道への接続について、指導、啓発活動を強化し、水洗化率の向上に取り組めます。

イ 下水道計画区域及び農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域は、市営浄化槽事業として、合併浄化槽の早期普及と適正な維持管理に取り組めます。

ウ 合併浄化槽の清掃やし尿くみ取りについて、安定した体制の維持に努めるとともに、合併浄化槽の適正管理について広く啓発します。

#### 《市営墓地の適正管理》

ア 市営墓地について、適正な管理運営により無縁墓の発生防止に努めます。

## (2) やすらぎを感じる生活空間の形成

### 【現状と課題】

ア 市街化区域においては、緑地が少ない地域も見られ、自治会等への花苗を支給するなど緑化・美化運動を進めていますが、公共空間にとどまっているため、民地の緑化施策に取り組む必要があります。

イ **公園整備については、都市計画公園として、香良洲高台防災公園、中勢グリーンパークや岩田池公園において施設の充実や供用区域の拡大を図っています。一方で、既に整備の完了している公園の施設については、全体的に老朽化が進んでいるため、施設の更新が必要です。(修正)**

ウ 本市域の海岸の多くは自然のままの砂浜で、また、川辺には豊かな自然が残っています。このような自然環境の素晴らしさを市民へPRし、自然に対する意識の高揚を図ることが必要です。

エ 本市は、山地、平野、海などの豊かな自然景観を始め、山間集落や農村集落、住宅地、商業地、工業団地など様々な土地利用が見られ、さらには本市の歴史を今に伝える街道筋が見られるなど、多様な景観を有しているため、建物を建築する場合や土地を利用する場合には、地域の景観特性を踏まえ、周辺の景観との調和を配慮することが必要です。

オ 屋外広告物については、表示方法によっては美しい景観を損なうおそれがあるため、掲出（設置）について許可や指導を行うとともに、屋外広告物の禁止区間を指定し、良好な景観を維持するよう誘導する必要があります。

カ 地域に残された貴重な歴史的建造物や史跡などは、それらを取り巻く環境に歴史的・文化的な雰囲気を与え、また、伝統文化や伝統芸能など多様な文化は生活の中に溶け込み、潤いとやすらぎのある生活環境がそれぞれの地域で形成されています。このような生活環境を次世代へ引き継ぐため、歴史的資源の保存・活用が必要です。

キ これまでに収集された歴史資料は、各地域の資料館を始め、埋蔵文化財センターなどで分散し保管されているため、今後は効率的な管理をしながら、積極的に活用し、歴史や文化に関する市民の関心を高める必要があります。

### 【取り組む施策】

#### 《緑の保全・創出と水辺環境の保全》

ア 緑地の保全を図り、公共施設の緑化を進めるとともに、民有地の緑化意識の向上に努めます。

イ 自治会などによる継続的な公園の管理及び緑化・美化運動への参加を呼び掛け、地域ぐるみの緑化・美化活動の意識向上を図ります。

ウ 都市計画公園については、多くの市民の憩いや交流、レクリエーションの拠点となるよう、貴重な緑や景観を保全し、地域の実情や市民のニーズに対応しながら、計画的な整備を推進します。

エ 公園は、地域コミュニティの場などとして活用されており、幅広い世代が安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、利用者ニーズ・利用状況を踏まえた計画的かつ効率的な施設更新を進めます。

オ 本市の里山や川辺空間、海岸の様子を市内外にPRし、これらの自然環境の保全・美化活動を担うボランティア団体等の育成に努めます。

#### 《良好な景観の保全》

ア 市民や事業者において、それぞれの役割に応じた良好な景観の形成に向けた取組が積極的に行われるよう情報発信や啓発などを行い、景観に対する関心の喚起や、良好な景観の形成への取組に対する動機づけ、知識の普及などに努めます。

また、大規模な建築行為や開発行為等については、景観法に基づく届け出による審査のほか、景観アドバイザーによる助言相談等を行うことにより、良好な景観形成を進めます。

イ 屋外広告物については、違反指導を行い、良好な景観の形成、風致の維持の観点から適切な規制・指導を図るとともに、倒壊や落下等による事故防止のため、適切な管理を行うよう事業者等に対し必要な指導等を行います。

#### 《歴史文化環境の保全》

ア 歴史的建造物、史跡、伝統文化、伝統芸能などの歴史的資源が人々の暮らしの中で世代を超えて親しまれ、潤いとやすらぎのある生活環境が継承されるよう保存、活用に努めます。

イ 地域の伝統文化や伝統芸能の保存、継承及び普及に向けて、市民の発表や学習の場を創出し、後継者を育成します。

ウ 歴史資料等については、発掘・収集、適切かつ効率的な保存・管理に努め、積極的な活用・情報発信による地域内外の文化交流を進めます。

## 第5章 計画の実現に向けて

「豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津」を実現するためには、市民一人ひとりや事業者などが自らの活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくする意識が大切です。

そのためには、市民一人ひとりが環境に配慮した行動をとることの大切さを理解し、行動すること、そして、そのような意識・行動を支える支援・仕組みづくりが必要になります。

市は、市民・事業者などがそれぞれ「環境」の価値を認識し、様々な主体による環境保全のための行動や取組が自発的に行われ、連携していくような社会の実現をめざした取組を進めます。

そして、市民・事業者・市などの協働の成果として、本市の豊かな自然が守られ、より暮らしやすい環境が創造され、受け継がれていく仕組みづくり・基盤づくりに取り組みます。

### 1 市民の環境意識の向上

#### (1) 環境に対する市民意識の向上

ア 市民清掃デーなど、市民による清掃活動のさらなる拡大を進めます。

イ 環境だよりや本市の広報紙、ホームページにおいて、継続して啓発活動を行うとともに、様々な機会をとらえて、環境に対する市民意識の向上を図ります。

ウ **ごみ減量やリサイクル、再生可能エネルギーの利用促進など、日常生活において環境に配慮した賢い選択と行動を最優先に考える価値観を広げていく取組を進めます。(修正)**

#### (2) 地域・学校における環境学習

ア つ・環境フェスタなどのイベントやごみダイエット塾などの講習会の開催を始めこどもエコクラブ事業や生活かえる！エコエコ家族事業など、幅広い世代の方々が参加し、環境について考える機会を提供します。

#### (3) 地域リーダーの育成

ア 地域や学校、職場等で環境活動を率先して推進するリーダーやボランティアを養成するための学習会などを行うとともに、ボランティア団体の育成を支援します。

イ 自然観察会やボランティア活動などへの参加を積極的に呼び掛け、体験学習の機会の充実を図り、環境意識の高い人材の育成に努めます。

#### (4) 情報発信の充実

ア ごみ処理に係るコスト情報やごみ分別方法、リサイクルの大切さなど様々な情報を分かりやすく、また、興味をもってもらえるように工夫し、情報発信を行います。

イ 環境に関わる情報を様々な機会を捉えて発信します。

## 2 協働による環境活動の促進

### (1) 環境活動への支援

- ア 資源ごみ回収活動の重要性や市の支援制度についての情報発信を行い、資源ごみ回収（廃品回収）活動への参加を広く呼び掛けます。
- イ 自治会や団体、事業所など、市民によるボランティア活動を支援します。

### (2) 各主体の連携による環境活動の促進

- ア 市は、率先して環境マネジメントシステムに基づく環境に配慮した行動に取り組むとともに、市民・事業者などが連携して、環境への負荷の少ない活動に取り組むよう行動します。
- イ 環境に関わるボランティア団体等の活動を把握し支援するとともに、それらの連携を促進していきます。

### (3) 環境学習センターの活用

- ア 環境学習センターが市民の環境学習・環境活動の拠点となり、人材育成・人材活用の場となる体制づくりに積極的に取り組みます。
- イ 環境学習センターの活動について情報発信を行い、子どもから大人まで幅広い世代の方々に活用される事業を展開します。
- ウ 国や県、高等教育機関等と連携し、市民が様々な環境問題等について、考え、学ぶことができる機会づくりを進めます。

## 3 環境への負荷の少ない事業活動

### (1) 環境マネジメントシステムの導入促進

- ア 環境マネジメントシステムを踏まえた環境への負荷の少ない活動に努めるよう事業者や各種団体等へ啓発します。

# 参考資料（時点修正）

## 津市の環境

### 1 自然環境

- (1) 気候
- (2) 森林
- (3) 自然公園
- (4) 主な山・川・海
- (5) 森林・耕地の状況

### 2 社会環境

- (1) ごみの状況
- (2) 再生可能エネルギーの普及状況

### 3 生活環境

- (1) 人口
- (2) 環境衛生
- (3) 大気・水質の状況
- (4) 生活排水の処理状況
- (5) 公園・緑地
- (6) 歴史文化

# 1 自然環境

## (1) 気候

本市の気候は、津地方気象台における最近の10年間の観測結果（表1）をみると、年平均気温が15.9～17.1℃と温暖な気候となっています。

また、年間降水量は1,393.5～1,979.0mm、年間日照時間は2,048.0～2,365.5時間となっています。

過去100年間の観測結果（表5）をみると、年平均気温は、大正9年（1920年）は14.7℃、令和2年（2020年）は17.1℃で、2.4℃上昇しています。また、年平均最高気温は、大正9年（1920年）は19℃、令和2年（2020年）は20.9℃で、1.9℃上昇、年平均最低気温では、大正9年（1920年）は10.9℃、令和2年（2020年）は13.7℃となっており、2.8℃上昇しています。

表1 気温、降水量、日照時間

	日平均気温(°C) (年平均)	日最高気温(°C) (年平均)	日最低気温(°C) (年平均)	降水量(mm) (年間)	日照時間(h) (年間)
平成24年(2012年)	15.9	19.7	12.7	1,714.0	2,148.3
平成25年(2013年)	16.5	20.4	13.0	1,393.5	2,365.5
平成26年(2014年)	16.1	20.0	12.8	1,589.0	2,142.0
平成27年(2015年)	16.6	20.3	13.4	1,979.0	2,048.0
平成28年(2016年)	16.9	20.7	13.6	1,785.5	2,143.6
平成29年(2017年)	16.1	19.9	12.7	1,679.5	2,181.0
平成30年(2018年)	16.9	20.7	13.4	1,720.0	2,325.9
令和元年(2019年)	16.9	20.7	13.6	1,630.0	2,110.7
令和2年(2020年)	17.1	20.9	13.7	1,787.0	2,174.5
令和3年(2021年)	16.9	20.9	13.6	1,839.5	2,165.6
平均値	16.6	20.4	13.3	1,711.7	2,180.5

資料：気象庁ホームページ

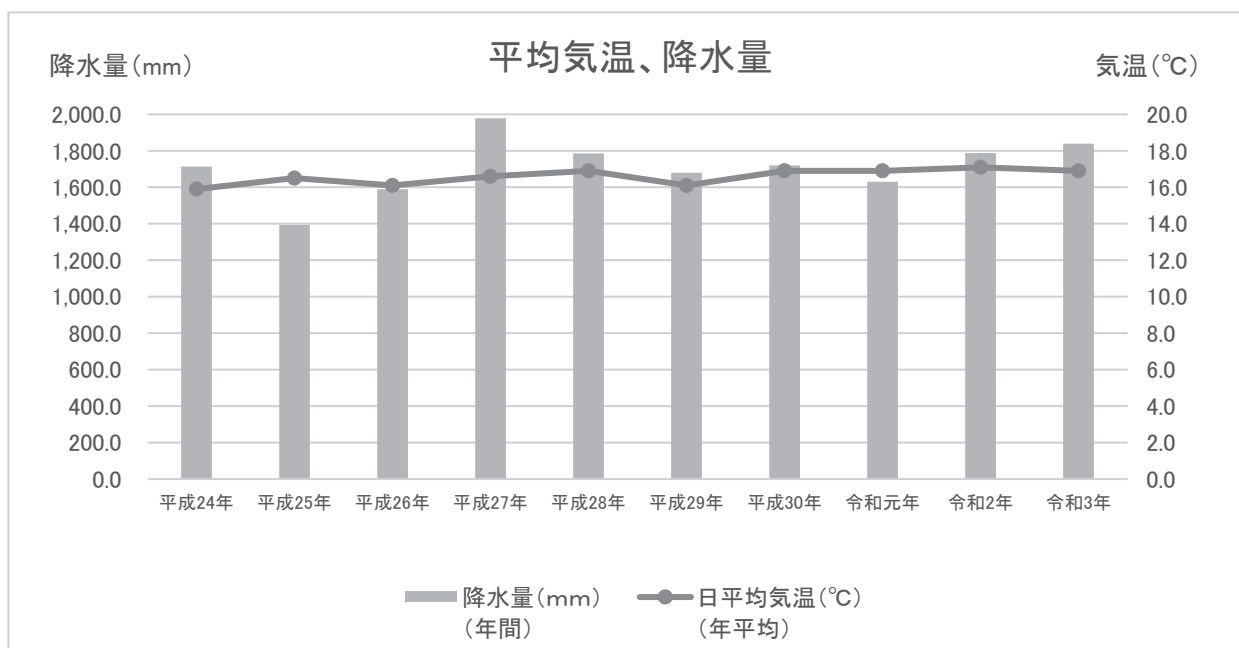




表2 気象状況(平成24年(2012年))

	日平均気温(°C) (月平均)	日最高気温(°C) (月平均)	日最低気温(°C) (月平均)	降水量(mm) (月間)	日照時間(h) (月間)
1月	5.1	8.7	2.0	39.5	155.7
2月	4.8	8.6	1.8	100.5	139.5
3月	8.5	12.8	4.9	147.0	165.0
4月	13.9	18.3	10.1	138.5	186.5
5月	18.6	22.6	15.3	71.5	202.8
6月	21.9	25.0	19.3	284.5	118.8
7月	27.1	30.5	24.2	199.5	210.2
8月	28.3	31.8	25.4	97.5	251.3
9月	25.6	29.1	22.6	346.0	180.1
10月	19.1	23.4	15.5	98.0	214.5
11月	12.0	15.8	8.6	98.5	153.6
12月	6.3	9.9	3.0	93.0	170.3
平均値	15.9	19.7	12.7	142.8	179.0

資料: 気象庁ホームページ

表3 気象状況(平成28年(2016年))

	日平均気温(°C) (月平均)	日最高気温(°C) (月平均)	日最低気温(°C) (月平均)	降水量(mm) (月間)	日照時間(h) (月間)
1月	6.6	10.4	3.1	65.5	173.4
2月	6.6	10.9	2.9	48.5	167.5
3月	9.9	14.2	5.9	82.5	223.7
4月	15.6	19.6	12.1	223.5	168.9
5月	20.0	24.2	16.5	142.5	210.2
6月	22.6	26.0	19.7	305.0	138.8
7月	26.8	30.3	24.0	119.0	213.5
8月	28.4	32.2	25.2	240.0	269.7
9月	24.9	27.9	22.6	323.0	110.2
10月	19.6	23.1	16.1	86.5	136.9
11月	13.1	16.8	9.7	70.5	146.0
12月	8.8	12.9	5.1	79.0	184.8
平均値	16.9	20.7	13.6	148.8	178.6

資料: 気象庁ホームページ

表4 気象状況(令和3年(2021年))

	日平均気温(°C) (月平均)	日最高気温(°C) (月平均)	日最低気温(°C) (月平均)	降水量(mm) (月間)	日照時間(h) (月間)
1月	5.7	9.7	2.6	64.0	169.0
2月	7.9	12.5	3.9	73.0	193.9
3月	11.5	16.0	7.6	186.5	190.6
4月	14.9	19.2	11.1	139.0	225.0
5月	19.3	23.5	15.8	170.5	155.9
6月	23.2	26.8	20.2	157.5	168.1
7月	27.4	31.0	24.3	308.0	207.8
8月	27.5	31.0	24.9	224.5	167.4
9月	24.0	27.3	21.4	316.0	119.3
10月	19.8	23.3	16.5	59.5	184.9
11月	13.6	18.1	9.6	49.5	206.2
12月	8.4	12.5	4.7	91.5	177.5
平均値	16.9	20.9	13.6	153.3	180.5

資料: 気象庁ホームページ

表5 気温・降水量・日照時間の推移（大正9年(1920年)～令和2年(2020年)まで10年毎の記録）

	日平均気温(°C) (年平均)	日最高気温(°C) (年平均)	日最低気温(°C) (年平均)	降水量(mm) (年間)	日照時間(h) (年間)
大正9年(1920年)	14.7	19.0	10.9	1,929.9	2,318.5
昭和5年(1930年)	15.1	19.5	11.0	1,700.0	2,305.7
昭和15年(1940年)	14.7	19.4	10.6	1,320.6	2,586.7
昭和25年(1950年)	15.1	19.4	11.3	2,094.7	2,214.9
昭和35年(1960年)	15.4	19.8	11.6	1,543.2	2,381.7
昭和45年(1970年)	14.6	18.7	10.7	1,637.0	1,806.4
昭和55年(1980年)	14.5	18.5	10.9	1,870.0	2,029.8
平成2年(1990年)	16.6	20.4	13.3	1,838.0	2,094.0
平成12年(2000年)	16.4	20.4	13.0	1,600.0	2,090.8
平成22年(2010年)	16.6	20.5	13.3	1,623.5	2,159.0
令和2年(2020年)	17.1	20.9	13.7	1,787.0	2,174.5

資料: 気象庁ホームページ

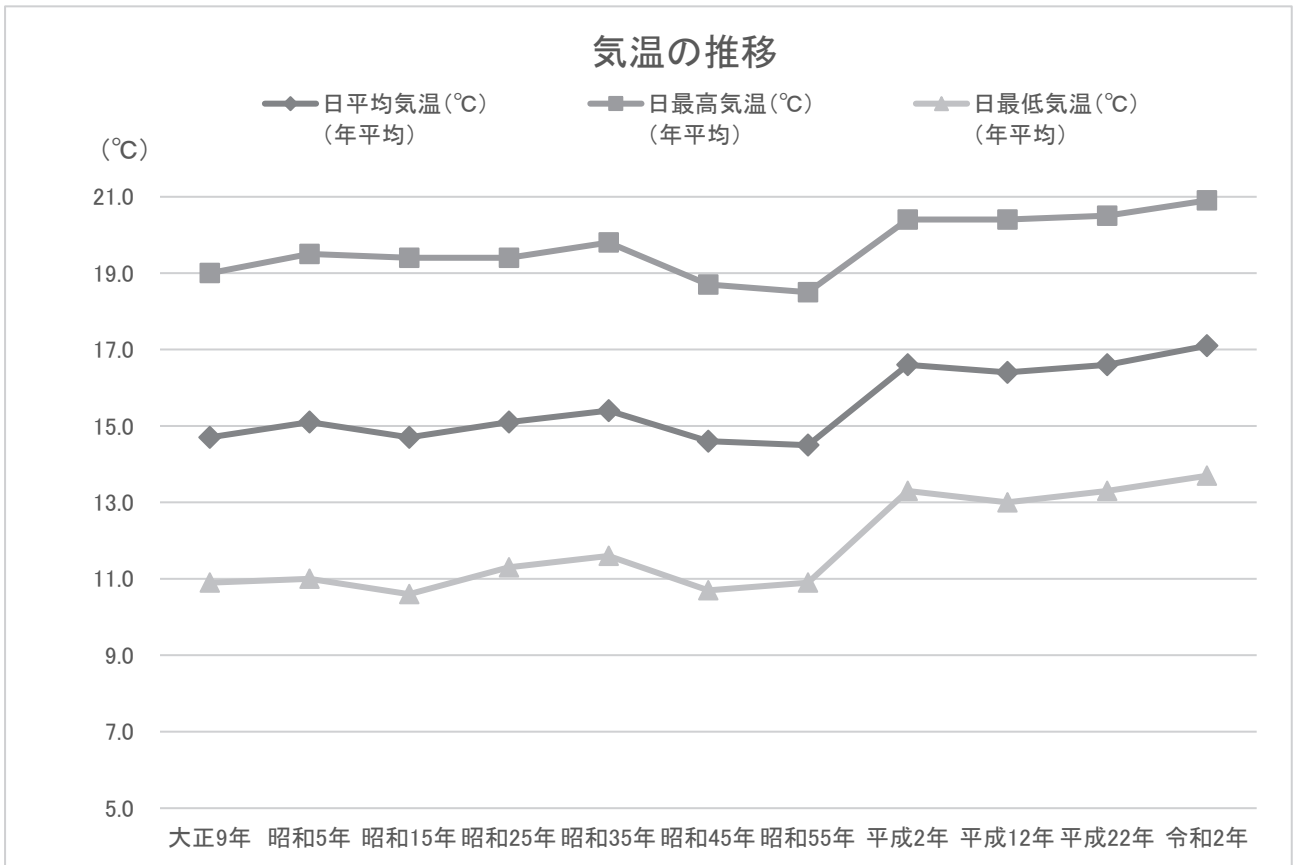


表6 津地域の気象観測史上最高値(1位～3位)

項目	1位	2位	3位	統計期間
日降水量が多かった日 (mm)	427.0 平成16年(2004年)9月29日	308.0 平成29年(2017年)10月22日	288.2 昭和34年(1959年)8月13日	明治22年(1889年)7月～ 令和4年(2022年)4月
年間降水量が多かった年 (mm)	2332.3 昭和34年(1959年)	2264.6 明治35年(1902年)	2220.0 大正4年(1915年)	明治22年(1889年)～ 令和4年(2022年)
年間降水量が少なかった年 (mm)	928.0 平成17年(2005年)	1008.0 昭和62年(1987年)	1047.0 平成6年(1994年)	明治22年(1889年)～ 令和4年(2022年)
日最高気温が高かった日 (℃)	39.5 平成6年(1994年)8月5日	39.1 平成12年(2000年)7月22日	38.9 平成13年(2001年)8月1日	明治22年(1889年)7月～ 令和4年(2022年)4月
日最高気温が低かった日 (℃)	-1.2 明治33年(1900年)1月26日	0.8 昭和4年(1929年)1月2日	0.9 昭和11年(1936年)1月17日	明治22年(1889年)7月～ 令和4年(2022年)4月
日最低気温が低かった日 (℃)	-7.8 明治37年(1904年)1月27日	-7.0 明治33年(1900年)2月7日	-6.4 昭和42年(1967年)12月31日	明治22年(1889年)7月～ 令和4年(2022年)4月
日最低気温が高かった日 (℃)	29.5 平成29年(2017年)8月25日	29.5 平成25年(2013年)8月11日	29.0 平成30年(2018年)7月23日	明治22年(1889年)7月～ 令和4年(2022年)4月
年間平均気温が高かった年 (℃)	17.2 平成10年(1998年)	17.1 令和2年(2020年)	17.0 平成16年(2004年)	明治22年(1889年)～ 令和4年(2022年)
年間平均気温が低かった年 (℃)	13.9 昭和22年(1947年)	13.9 昭和20年(1945年)	14.0 大正6年(1917年)	明治22年(1889年)～ 令和4年(2022年)
日最大風速・風向 (m/s)	36.8・東南東 昭和34年(1959年)9月26日	34.1・東南東 平成6年(1994年)9月29日	32.6・東南東 平成2年(1990年)9月19日	明治22年(1889年)7月～ 令和4年(2022年)4月
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	51.3・東南東 昭和34年(1959年)9月26日	48.7・東南東 平成6年(1994年)9月29日	48.0・南南東 平成10年(1998年)9月22日	昭和12年(1937年)1月～ 令和4年(2022年)4月
降雪の深さ日合計 (cm)	15.0 平成6年(1994年)2月12日	13.0 平成26年(2014年)2月14日	12.0 平成5年(1993年)2月2日	昭和28年(1953年)1月～ 令和4年(2022年)4月

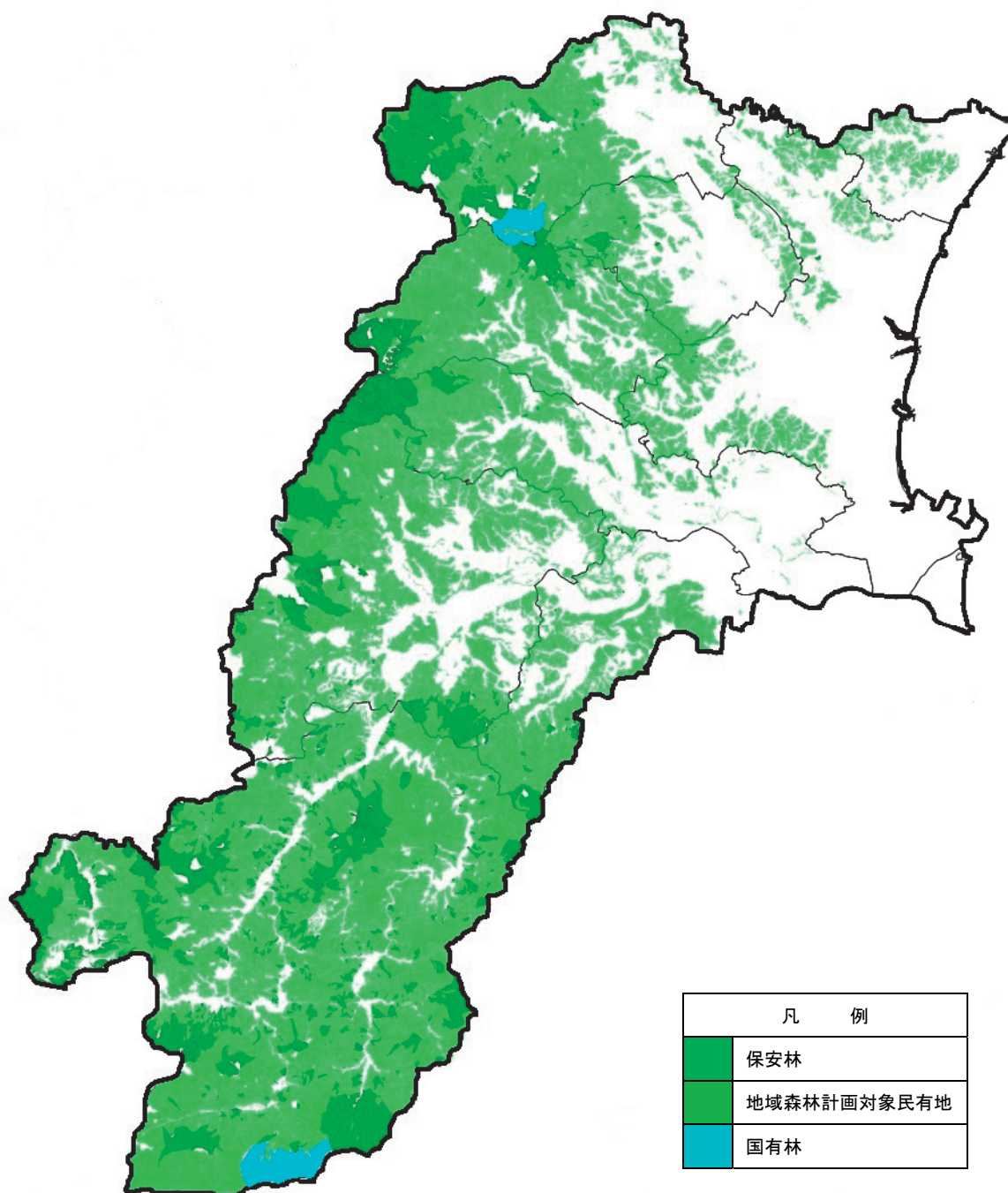
資料: 気象庁ホームページ

## (2) 森林

本市の森林面積は 41,532ha で市域の約 58%を占めています。森林構成は、地域住民の暮らしに近い里山から、林業生産活動が実施される人工林帯、さらに広葉樹が林立する天然の樹林帯があります。

また、森林法に基づく地域森林計画対象林のうち 11,448ha が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等を図るための保安林に指定されています。

地域森林計画対象民有林、保安林の現況

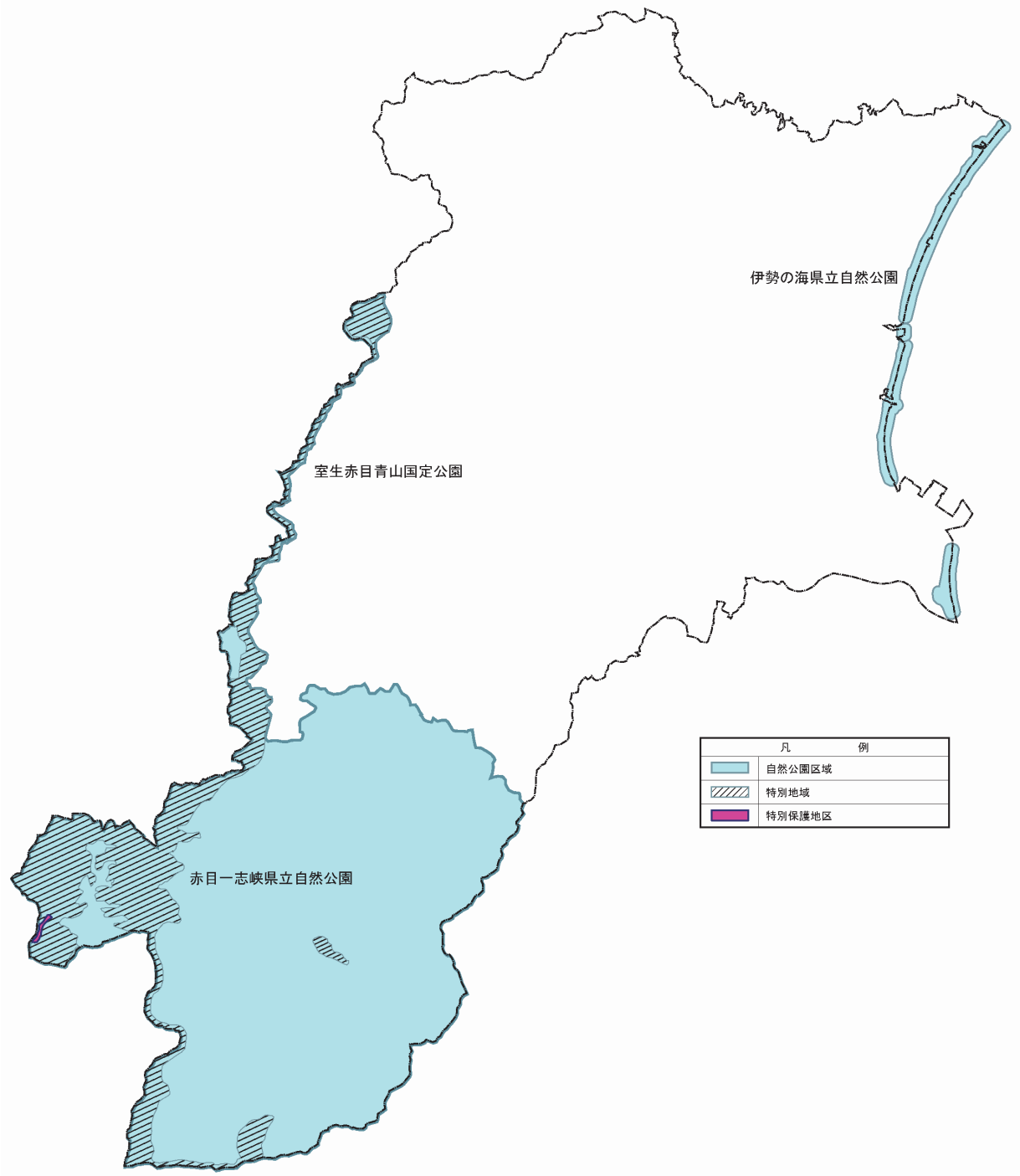


### (3) 自然公園

本市の優れた自然の風景地の保護や風致の維持を図るため、自然公園法に基づく自然公園区域として、室生赤目青山国定公園（4,374ha）、伊勢の海県立自然公園（373ha）、赤目一志峡県立自然公園（17,544ha）の3区域、計 22,291ha が指定されています。

そのうち、室生赤目青山国定公園では、特別保護地区 24ha、特別地域 4,240ha が指定されています。

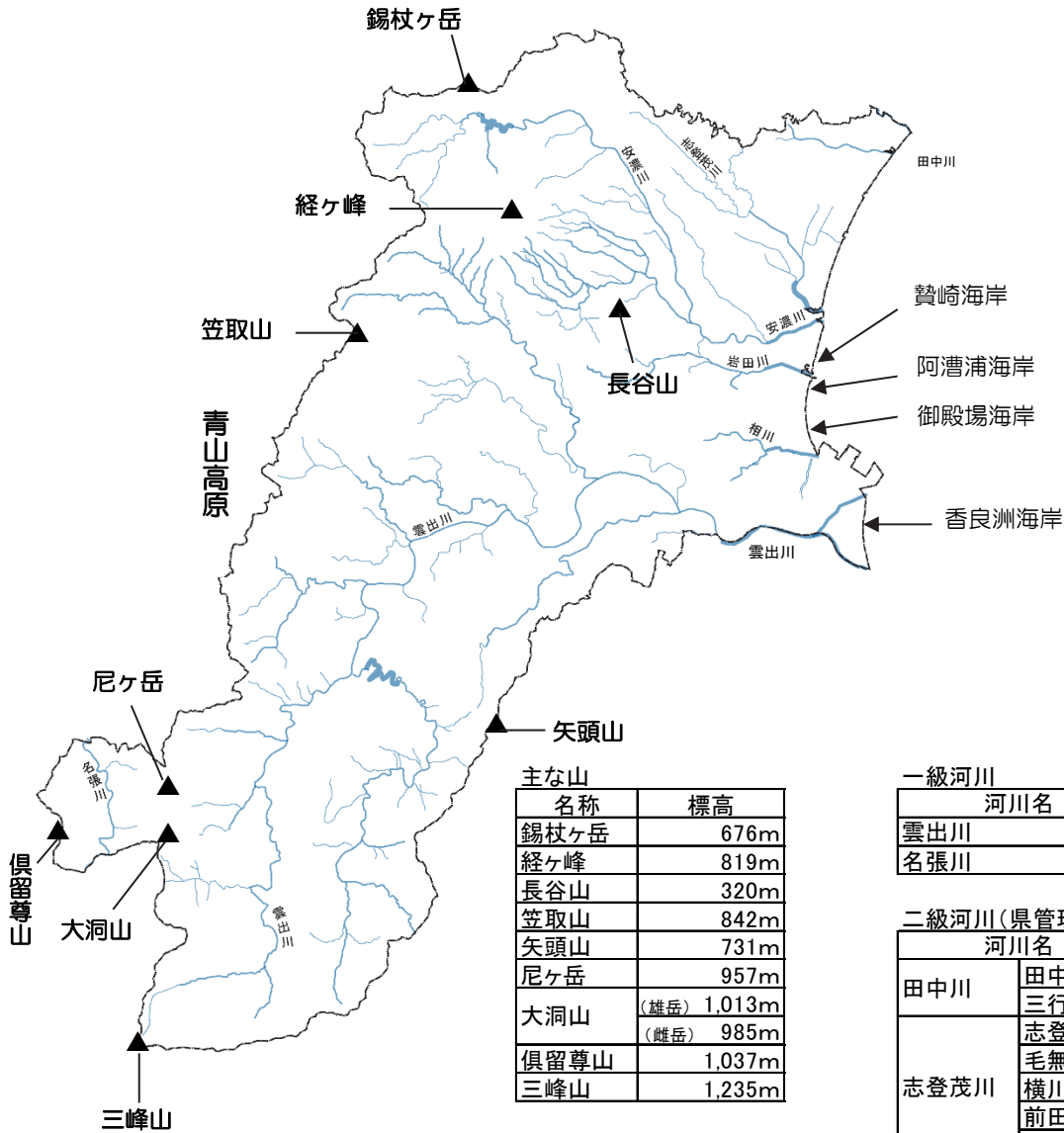
自然公園地域、特別地域の指定状況



#### (4) 主な山・川・海

本市には、市の南西に位置する最高峰の三峰山（1,235m）をはじめ、倶留尊山、笠取山、錫杖ヶ岳などが連なっています。河川は一級河川の雲出川、名張川をはじめ、二級河川の志登茂川、安濃川、岩田川などが市内を流れ、名張川を除くほとんどの河川は伊勢湾に流れ込んでいます。名張川は、大阪湾に流れ込んでいます。

本市の海岸は、香良洲海岸、御殿場海岸を含め、河芸地域から香良洲地域まで約20kmにわたる砂浜海岸が続いています。



主な山	
名称	標高
錫杖ヶ岳	676m
経ヶ峰	819m
長谷山	320m
笠取山	842m
矢頭山	731m
尼ヶ岳	957m
大洞山	(雄岳) 1,013m (雌岳) 985m
倶留尊山	1,037m
三峰山	1,235m

資料：国土地理院「地理院地図」

#### 一級河川

河川名	河川延長
雲出川	54,583m
名張川	31,625m

#### 二級河川(県管理)

河川名		河川延長
田中川	田中川	4,953m
	三行川	840m
志登茂川	志登茂川	14,755m
	毛無川	600m
	横川	1,441m
	前田川	6,864m
安濃川	中の川	1,880m
	安濃川	16,600m
	美濃屋川	9,050m
	穴倉川	7,727m
岩田川	笹子川	2,300m
	岩田川	11,803m
	小川	750m
相川	おごえ川	330m
	三泗川	1,250m
	相川	6,028m
天神川	天神川	2,940m

資料：三重県 河川認定調書  
 ※河川延長は左岸延長・右岸延長の平均値  
 ※名張川の延長は、三重県内部分のみ

(5) 森林・耕地の状況

令和2年(2020年)度の津市域面積は、71,119ha、森林の面積は41,532haでそのうち、保安林の面積は11,448haとなっています。

耕地面積は8,180haでそのうち、田6,150ha、畑1,680haとなっています。

表1 森林面積

単位:ha

	行政区域面積	行政区域内の森林面積		森林面積のうち保安林面積
		森林面積	森林割合	
津市	71,119	41,532	58.4%	11,448
三重県	577,442	372,120	64.4%	126,238

資料: 三重県 令和2年(2020年)度版森林・林業統計書

表2 市域内森林面積の推移

単位:ha

	市域面積	行政区域内の森林面積		森林面積のうち保安林面積
		森林面積	森林割合	
平成29年(2017年)度	71,119	41,561	58.4%	11,203
平成30年(2018年)度	71,119	41,561	58.4%	11,429
令和元年(2019年)度	71,119	41,561	58.4%	11,433
令和2年(2020年)度	71,119	41,532	58.4%	11,448

資料: 三重県 森林・林業統計書

表3 耕地面積

単位:ha

	耕地総面積	耕地の種類			
		田	畑	樹園地	牧草地
津市	8,180	6,150	1,680	-	-
三重県	58,000	44,200	8,264	5,510	26

資料: 農林水産省統計情報わがマチ・わがムラ(令和2年度)

## 2 社会環境

### (1) ごみの状況

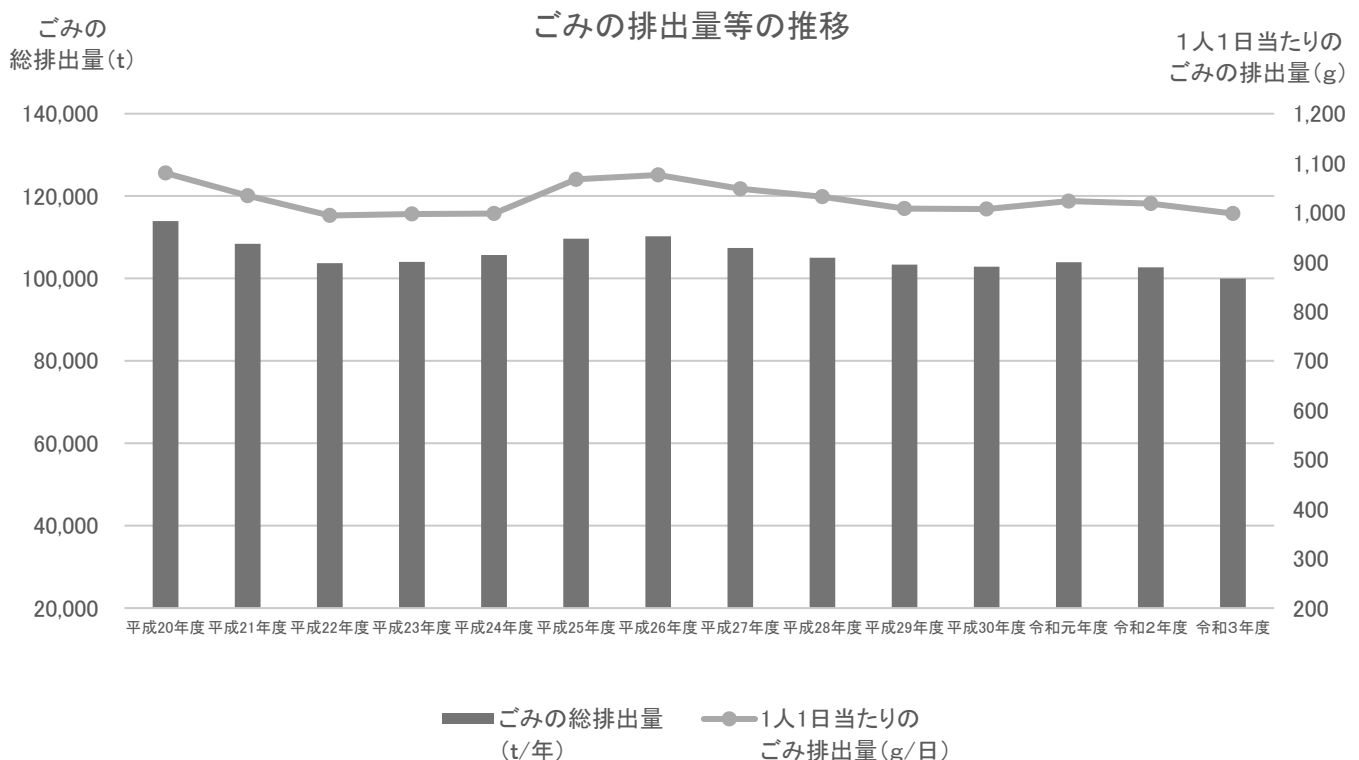
本市のごみの総排出量は毎年増減はあるものの、平成29年度以降は概ね10万t前後で推移しています。

令和3年(2021年)度の総排出量は99,968tで、1人1日当たりの量に換算すると998gです。ごみのリサイクル率は22.1%となっています。

表1 ごみの排出量等の推移

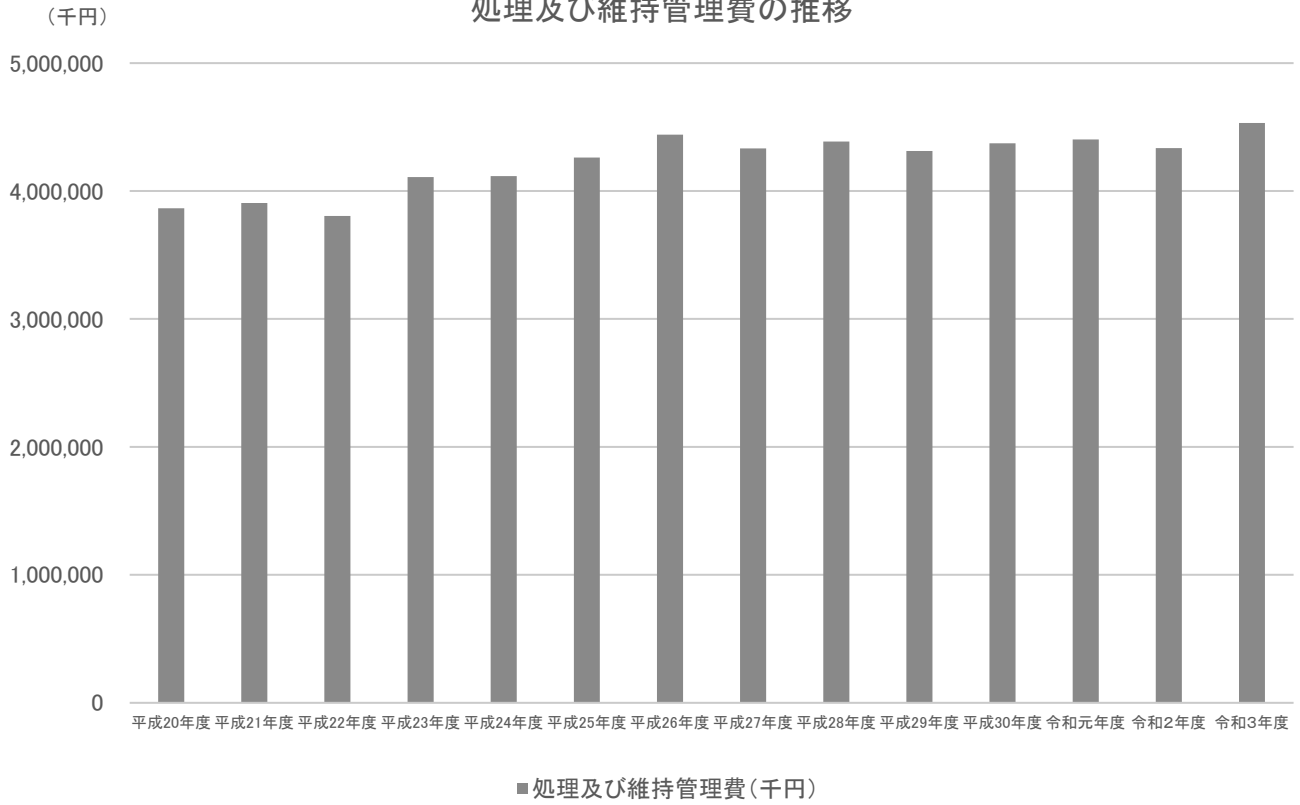
	ごみの総排出量 (t/年)	1人1日当たりの ごみ排出量(g/日)	ごみのリサイクル率 (%)	処理及び維持管理費 (千円)
平成20年(2008年)度	113,905	1,080	28.9	3,865,146
平成21年(2009年)度	108,400	1,034	26.9	3,905,370
平成22年(2010年)度	103,709	994	23.9	3,805,004
平成23年(2011年)度	103,998	997	24.2	4,108,215
平成24年(2012年)度	105,682	998	24.4	4,116,048
平成25年(2013年)度	109,627	1,067	23.1	4,261,592
平成26年(2014年)度	110,220	1,076	22.4	4,440,302
平成27年(2015年)度	107,389	1,048	23.1	4,332,150
平成28年(2016年)度	105,021	1,032	23.3	4,386,370
平成29年(2017年)度	103,348	1,008	22.3	4,312,950
平成30年(2018年)度	102,834	1,007	21.7	4,372,156
令和元年(2019年)度	103,946	1,023	22.1	4,402,437
令和2年(2020年)度	102,687	1,018	22.9	4,335,447
令和3年(2021年)度	99,968	998	22.1	4,531,624

※処理及び維持管理費は建設改良費を除く





## 処理及び維持管理費の推移



(津市環境基本計画の年次報告書より)

## (2) 再生可能エネルギーの普及状況

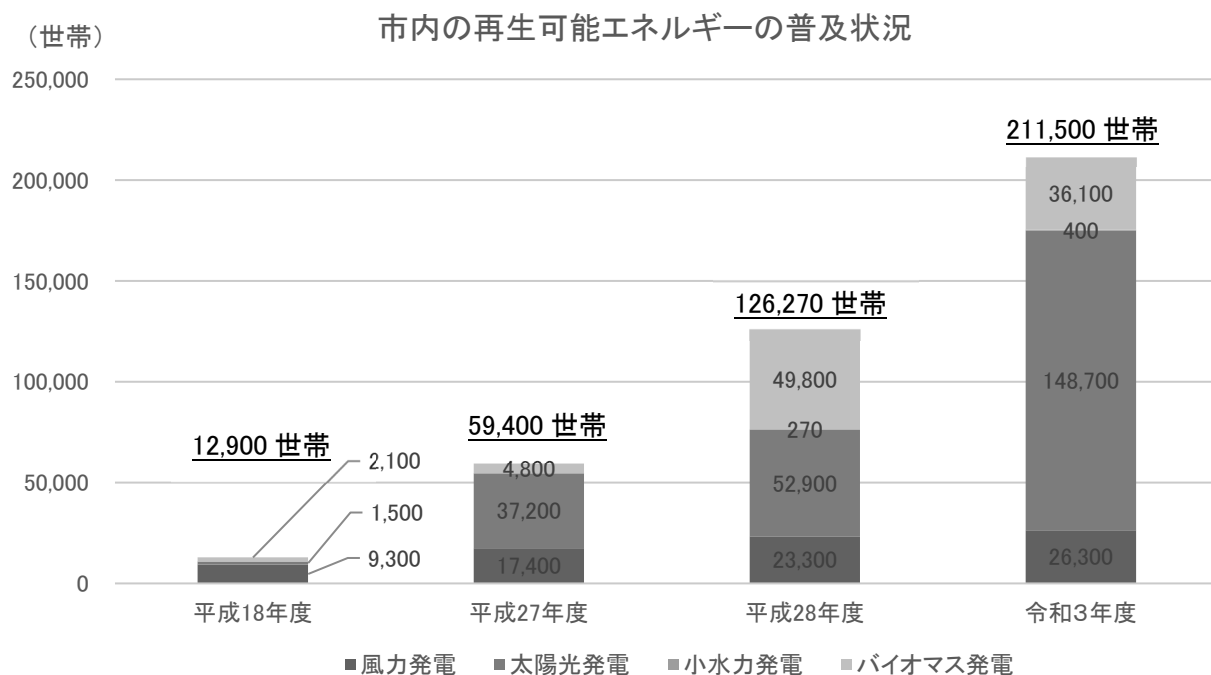
### ア 市内の再生可能エネルギーの普及状況

地域特性・資源を活かした再生可能エネルギー（風力発電・太陽光発電・小規模水力発電・バイオマス発電）の導入が進み、令和3年（2021年）12月末日時点において、津市内の一般家庭（約12万4千世帯分）の年間消費電力の約1.6倍を賄える計算となる506,644kWの発電出力を有するようになりました。

表1 市内の再生可能エネルギー発電施設の状況

種別	発電施設	世帯数換算	発電出力
風力発電	新青山高原風力発電施設 青山高原風力発電施設 他	26,300世帯	63,020kW
太陽光発電	51MWメガソーラー発電施設 個人住宅を含む太陽光発電設備 他	148,700世帯	420,897kW
小水力発電	中勢用水小水力発電施設(安濃ダム)	400世帯	338kW
バイオマス発電	木質バイオマス発電施設	32,400世帯	22,390kW
	廃棄物焼却発電施設 他	3,700世帯	
合計		211,500世帯	506,644kW

令和3年(2021年)12月末の状況



### イ 公共施設等への再生可能エネルギーの導入状況

令和2年（2020年）度末現在、市の公共施設37施設に太陽光発電設備が導入され、約900世帯分の一般家庭の年間消費電力を賄える計算となる約2,500kWの発電出力を有しています。

また、給食用廃油を利用したバイオディーゼル燃料（BDF）で作動するごみ収集車（7台）を導入しており、令和3年（2021年）度は17,200ℓのBDFをごみ収集車の燃料として再利用しています。

### 3 生活環境

#### (1) 人口

##### ア 人口と世帯数

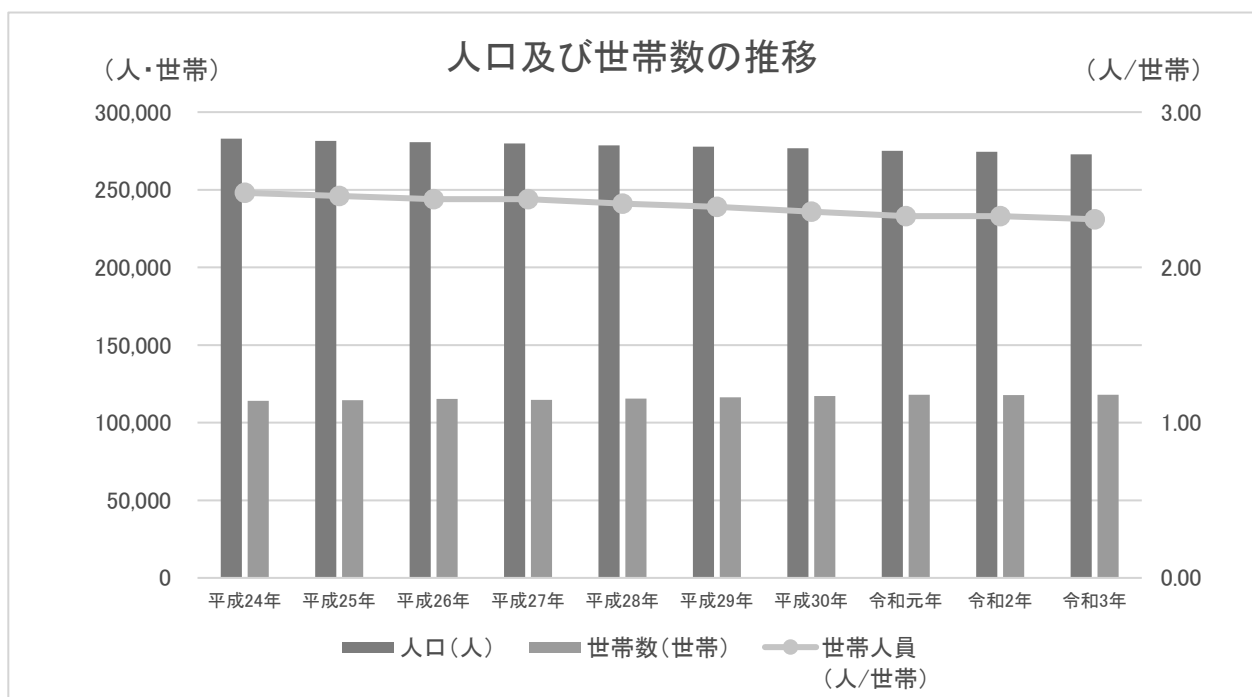
令和3年(2021年)10月1日現在の本市の総人口は272,753人、世帯数は117,905世帯で世帯人員(1世帯当たりの人員)は2.31人/世帯です。

平成24年(2012年)と令和3年(2021年)を比較すると、人口は282,904人から272,753人となり、10,151人(約3.6%)減少しています。一方、世帯数は113,955世帯から117,905世帯となり、3,950世帯(約3.5%)増加し、世帯人員(1世帯当たりの人員)は2.48人/世帯から2.31人/世帯(約6.9%減)となっています。

表1 人口及び世帯数の推移

	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員 (人/世帯)	人口増減(人)
平成24年(2012年)	282,904	113,955	2.48	
平成25年(2013年)	281,547	114,405	2.46	-1,357
平成26年(2014年)	280,647	115,233	2.44	-900
平成27年(2015年)	279,886	114,679	2.44	-761
平成28年(2016年)	278,674	115,410	2.41	-1,212
平成29年(2017年)	277,797	116,419	2.39	-877
平成30年(2018年)	276,660	117,082	2.36	-1,137
令和元年(2019年)	275,105	117,948	2.33	-1,555
令和2年(2020年)	274,537	117,663	2.33	-568
令和3年(2021年)	272,753	117,905	2.31	-1,784

資料: みえDataBox(三重県の統計情報)(各年10月1日現在)



## イ 将来の人口推計

本市の総人口は、平成17年（2005年）の国勢調査における288,538人をピークに減少し、平成27年（2015年）には279,886人となりました。今後も人口減少が進展するものと予想され、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の将来推計結果を基に算出すると計画期間の終了年次である令和9年（2027年）には262,018人となると見込まれています。

年齢区分別に見ると、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し続ける一方、老年人口（65歳以上）は当面増加していくことが予想され、令和9年（2027年）には、年少人口が30,668人（11.7%）、生産年齢人口が149,350人（57.0%）、老年人口が81,999人（31.3%）となることが見込まれています。

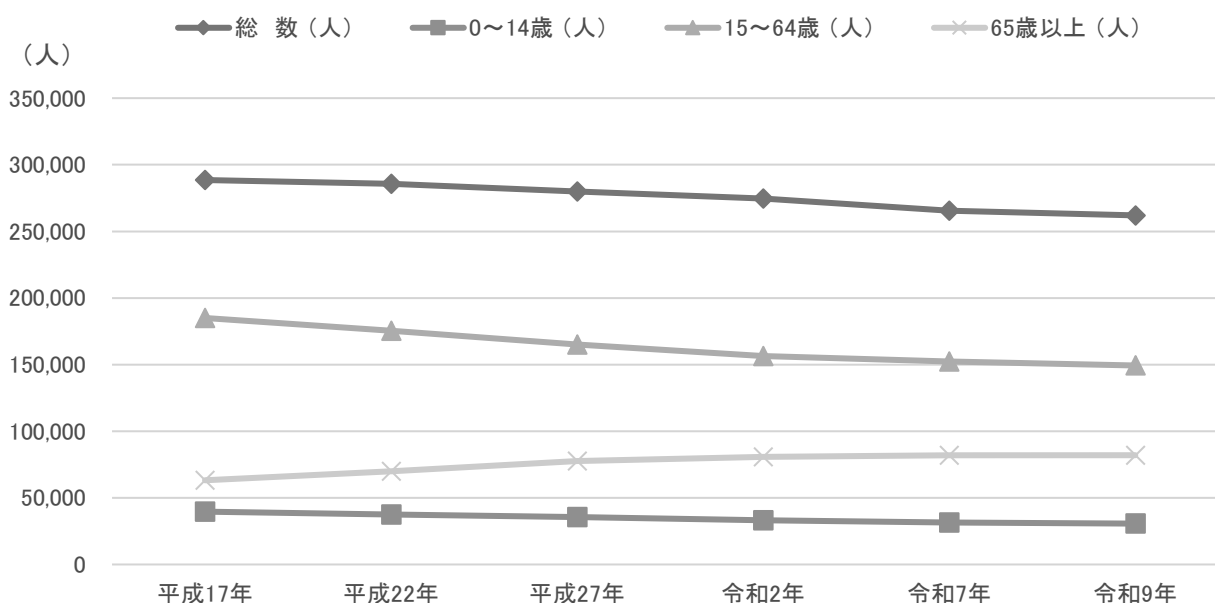
表2 将来の人口推移と将来推計

		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和9年 (2027年)
総数	(人)	288,538	285,746	279,886	274,537	265,561	262,018
0～14歳	(人)	39,635	37,466	35,663	33,180	31,414	30,668
	(%)	13.7	13.1	12.7	12.1	11.8	11.7
15～64歳	(人)	184,992	175,473	165,058	156,532	152,260	149,350
	(%)	64.1	61.4	59.0	57.0	57.3	57.0
65歳以上	(人)	63,197	69,937	77,624	80,745	81,887	81,999
	(%)	21.9	24.5	27.7	29.4	30.8	31.3

※令和9年(2027年)の推計値は、国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所による推計結果を基に独自に算出したものです。

※令和2年(2020年)までの人口は、国勢調査の数値を掲載していますが、年齢不詳分があるため、年少人口、生産年齢人口及び老年人口の合計数と総人口は合致しません。

### 人口推移と将来設計



## ウ 将来の世帯数推計

世帯数は、ライフスタイルや社会経済情勢の変化に伴い増加傾向にあり、当面の間は増加していくことが予想され、令和9年(2027年)には121,080世帯となると見込まれています。

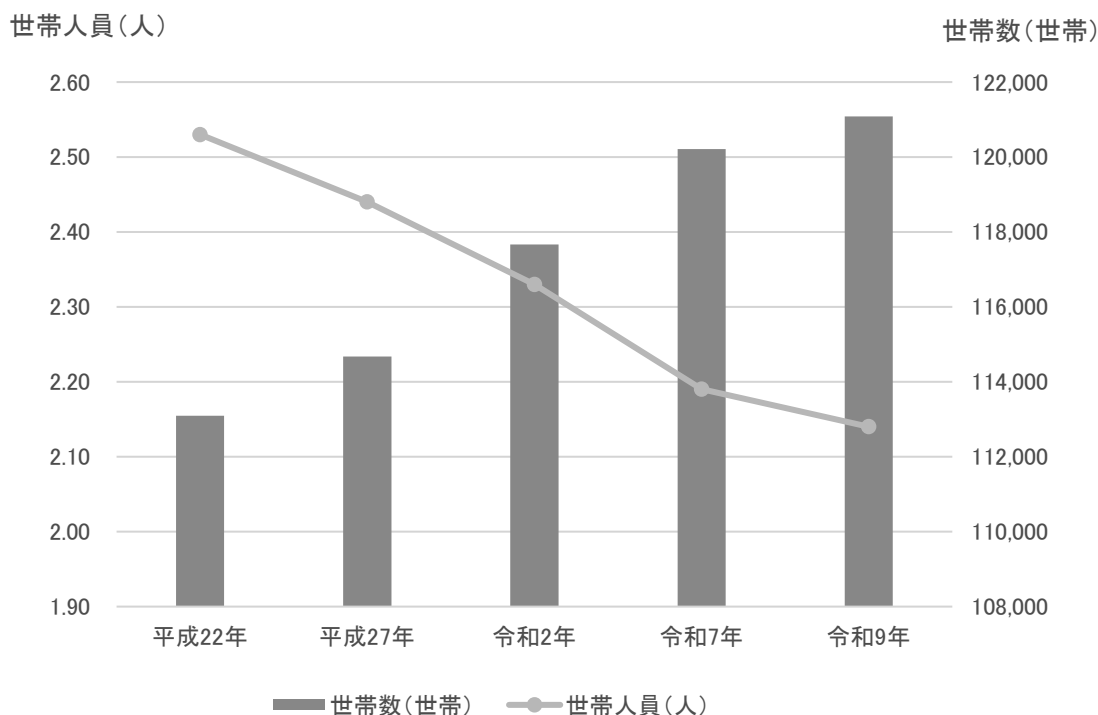
総人口が減少する一方、世帯数が増加することにより、当面の間は世帯当たりの人員が低下し続けることが予想され、令和9年(2027年)には1世帯当たり2.14人になると見込まれています。

表3 世帯数推計 ※■部分はデータ更新なし

	総人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員(人)
平成22年(2010年)	285,746	113,092	2.53
平成27年(2015年)	279,886	114,679	2.44
令和2年(2020年)	274,537	117,663	2.33
令和7年(2025年)	265,561	120,212	2.19
令和9年(2027年)	262,018	121,080	2.14

※推計値については、国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所による推計結果を基に「今後も同様の傾向が続く」と仮定して推計を行う「トレンド推計」のうち、最も信頼度が高かった回帰分析方法(累乗式)により独自に計算したものです。

世帯数推計(平成22年(2010年)～令和9年(2027年))



## (2) 環境衛生

### ア 空き地・空き家相談件数

空き家（建物の損壊等）に係る相談件数は、平成29年（2017年）度が133件、平成30年（2018年）度には218件になっていますが、その後は減少に転じ、令和3年（2021年）度は50件となっています。

空き地・空き家の雑草等に係る相談件数は、平成29年（2017年）度が778件、令和3年（2021年）度には694件となっており、5年間で増減を繰り返しています。

表1 空き家(建物の損壊等)の相談件数

	平成29年(2017年)度	平成30年(2018年)度	令和元年(2019年)度	令和2年(2020年)度	令和3年(2021年)度
相談件数	133	218	89	68	50

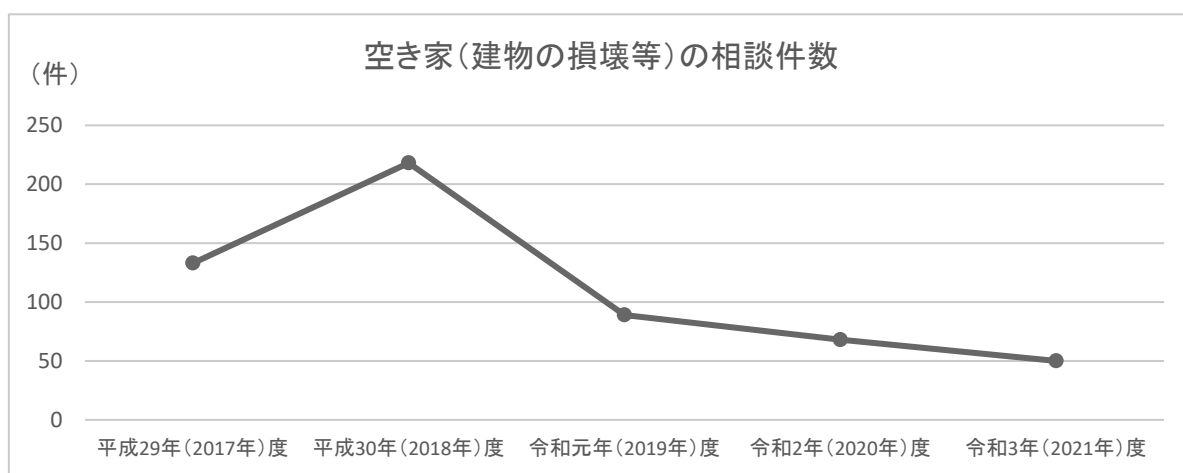
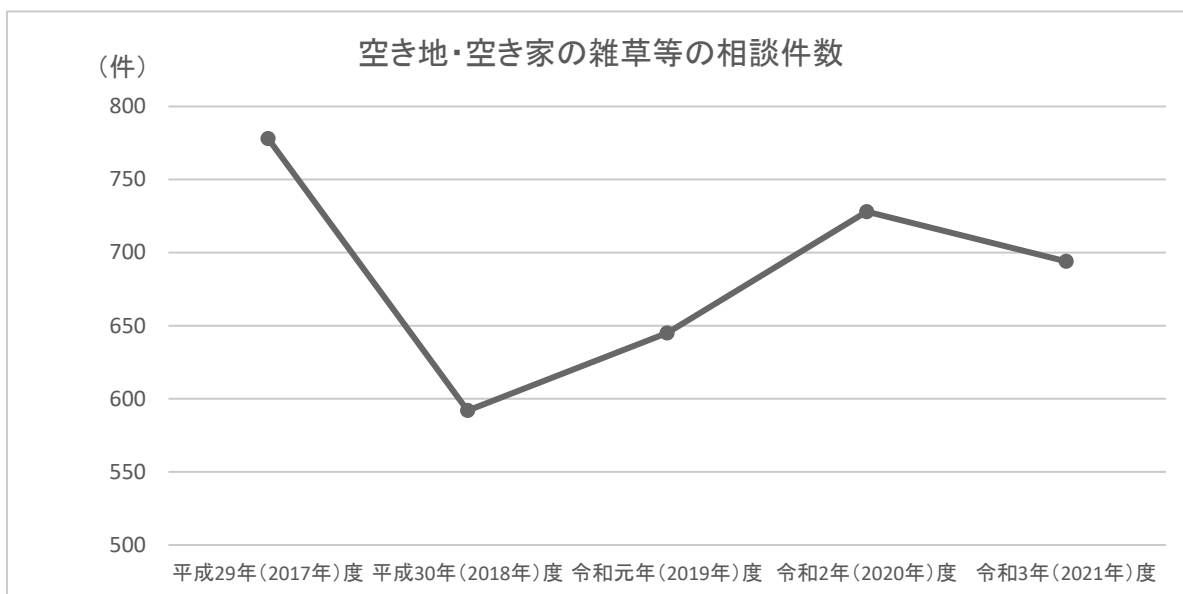


表2 空き地・空き家の雑草等の相談件数

	平成29年(2017年)度	平成30年(2018年)度	令和元年(2019年)度	令和2年(2020年)度	令和3年(2021年)度
相談件数	778	592	645	728	694



## イ 犬、猫の殺処分数

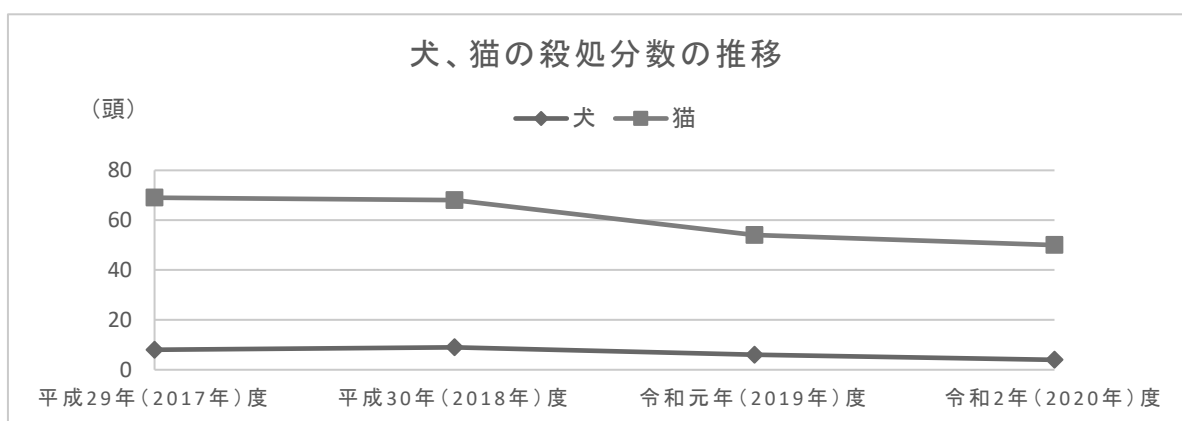
津市域（津保健所管内）の犬、猫の殺処分数は、平成29年（2017年）度は77件、令和2年（2020年）度は54件になっています。

表3 犬、猫殺処分数の推移

単位：頭

	平成29年(2017年)度	平成30年(2018年)度	令和元年(2019年)度	令和2年(2020年)度
犬	8	9	6	4
猫	69	68	54	50
合計	77	77	60	54

資料：津保健所



## <参考> 空き家への対応状況

### 危険な空き家への対応状況

令和4年3月末現在

対応件数	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	小計	合計
相談件数		33	51	99	111	133	218	89	68	50	852	1,109件
外観調査					257						257	

特定空家等認定	340件		
内訳			
改善に向け対応中	改善済	行政代執行	
128件	211件	1件	

特定空家等以外	769件		
内訳			
改善依頼等	改善済等		
180件	589件		

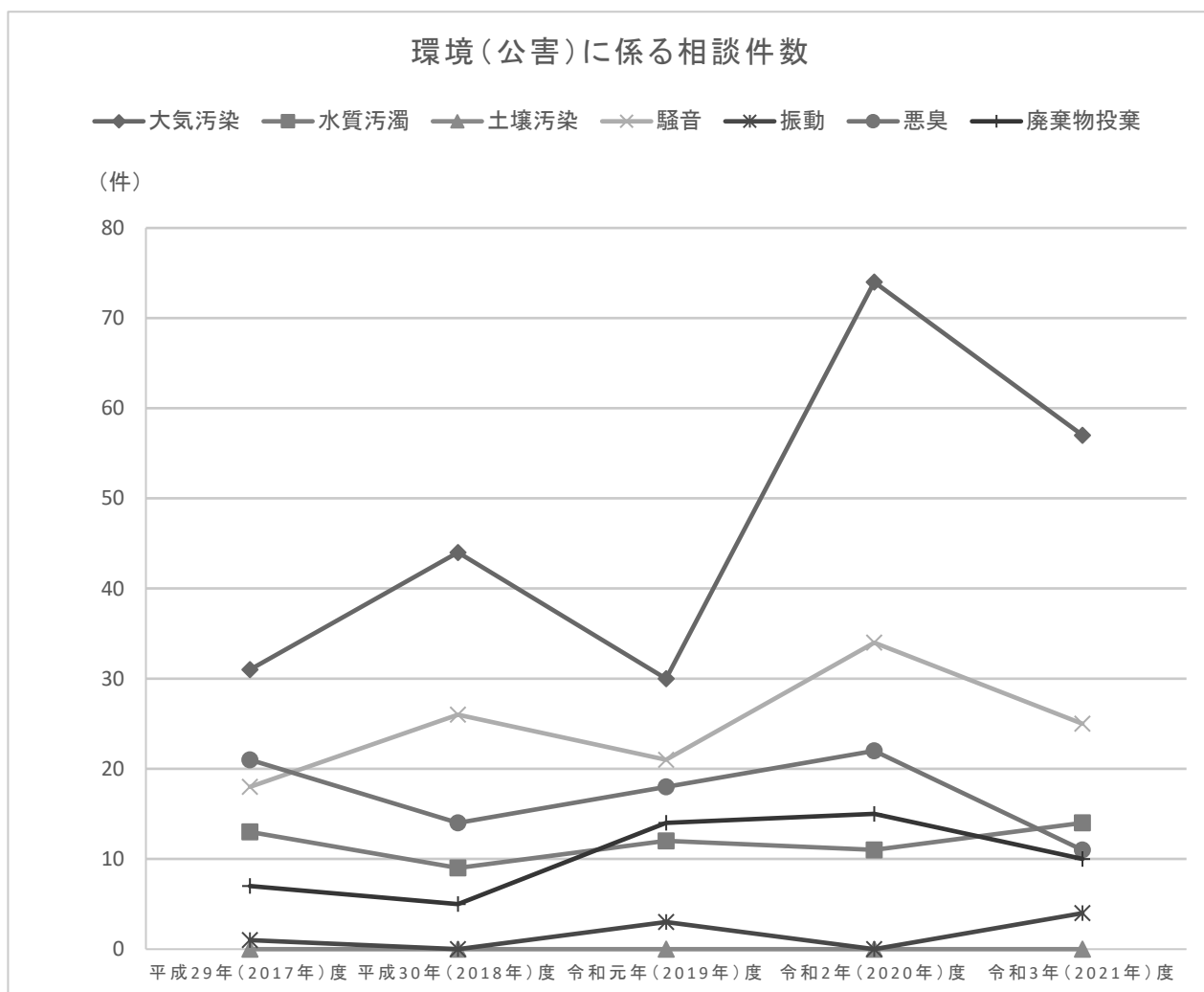
## ウ 環境（公害）に係る相談件数

相談内容をみると、大気汚染、騒音、悪臭に係る相談が多く、大気汚染に係る相談件数は、平成29年（2017年）度は31件、令和3年（2021年）度は57件になっています。

騒音に係る相談件数は、平成29年（2017年）度は18件、令和3年（2021年）度は25件になっています。

表4 環境（公害）に係る相談件数

	平成29年(2017年)度	平成30年(2018年)度	令和元年(2019年)度	令和2年(2020年)度	令和3年(2021年)度
大気汚染	31	44	30	74	57
水質汚濁	13	9	12	11	14
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	18	26	21	34	25
振動	1	0	3	0	4
悪臭	21	14	18	22	11
廃棄物投棄	7	5	14	15	10





### (3) 大気・水質の状況

市内の各地点において、大気・水質の環境調査を継続的に実施し、大気汚染や水質汚濁等の経年変化等状況把握を行っています。

#### ア 大気環境

##### ① 二酸化窒素

(単位:  $\mu\text{g}\cdot\text{NO}_2/100\text{cm}^2/\text{日}$ )

調査場所	平成 29 年 (2017 年)度	平成 30 年 (2018 年)度	令和元年 (2019 年)度	令和 2 年 (2020 年)度	令和 3 年 (2021 年)度	環境基準
津市役所	21	18	16	15	16	—
白塚小学校	19	18	16	18	14	
上野小学校	17	17	15	18	15	
芸濃庁舎	15	15	12	12	9.6	
美里庁舎	5.7	6.0	5.0	6.6	6.3	
安濃庁舎	8.0	7.6	6.4	8.4	7.2	
香良洲庁舎	14	13	11	13	7.9	
一志庁舎	10	9.6	7.8	11	8.4	
白山保健福祉センター	8.6	8.7	7.4	8.4	7.1	
美杉庁舎	4.6	5.3	4.6	4.6	4.1	

##### ② 降下ばいじん

(単位:  $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ )

調査場所	平成 29 年 (2017 年)度	平成 30 年 (2018 年)度	令和元年 (2019 年)度	令和 2 年 (2020 年)度	令和 3 年 (2021 年)度	環境基準
津市役所	2.9	2.7	2.3	5.2	2.1	—
白塚小学校	2.0	2.2	1.5	2.5	2.0	
上野小学校	2.2	2.5	2.1	3.4	2.4	
芸濃庁舎	2.2	2.0	1.9	4.1	3.3	
美里庁舎	1.9	2.3	1.7	3.0	2.0	
安濃庁舎	2.3	1.8	2.2	3.5	3.0	
香良洲庁舎	1.9	2.0	2.4	3.0	2.4	
一志庁舎	1.7	1.7	2.2	3.2	2.1	
白山保健福祉センター	2.1	2.1	2.4	3.8	3.3	
美杉庁舎	2.0	2.2	1.9	2.7	2.0	

##### ③ ダイオキシン類

( $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ )

調査場所	平成 29 年 (2017 年)度	平成 30 年 (2018 年)度	令和元年 (2019 年)度	令和 2 年 (2020 年)度	令和 3 年 (2021 年)度	環境基準
長谷山市民館	0.0094	0.0086	0.0053	0.0071	0.0048	0.6 以下
榑原上教育集会所	0.0066	0.0044	0.0036	0.0037	0.0032	
上野小学校	0.0074	0.0084	0.0053	0.028	0.0044	
安芸・津衛生センター	0.0092	0.0075	0.0053	0.0058	0.0038	
香良洲庁舎	0.0086	0.0057	0.0075	0.0051	0.0045	
白山保健福祉センター	0.0079	0.0082	0.0046	0.0047	0.0033	
一志庁舎	0.0062	0.0060	0.0058	0.0051	0.0030	
芸濃庁舎	0.010	0.0051	0.0054	0.0055	0.0036	
美里庁舎	0.011	0.0050	0.0037	0.0034	0.0028	
美杉庁舎	0.0043	0.0044	0.0032	0.0027	0.0026	

イ 水質環境

① 河川の BOD(生物化学的酸素要求量) (単位:mg/L)

調査場所	平成 29 年 (2017 年)度	平成 30 年 (2018 年)度	令和元年 (2019 年)度	令和 2 年 (2020 年)度	令和 3 年 (2021 年)度	環境基準
田中川(汐見橋)	3.5	2.2	1.9	3.1	4.4	—
安濃川(安濃橋)	1.4	0.7	1.2	1.0	1.4	2 以下
岩田川(五五六橋)	2.3	2.2	3.2	2.8	3.1	3 以下
波瀬川(八太橋)	2.0	1.1	1.3	2.9	1.9	—
雲出川(赤岩橋)	1.1	0.9	0.9	1.0	1.3	2 以下

② 海域の COD(化学的酸素要求量) (単位:mg/L)

調査場所	平成 29 年 (2017 年)度	平成 30 年 (2018 年)度	令和元年 (2019 年)度	令和 2 年 (2020 年)度	令和 3 年 (2021 年)度	環境基準
千里海岸	2.2	2.7	4.1	2.4	2.4	3 以下
白塚海岸	2.0	2.7	3.5	2.3	2.6	
安濃川河口	2.8	2.8	3.3	2.2	2.2	
御殿場海岸	3.4	2.7	3.0	3.1	2.4	
雲出古川河口	2.5	2.5	2.9	2.4	2.6	

③ ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)

調査場所	平成 29 年 (2017 年)度	平成 30 年 (2018 年)度	令和元年 (2019 年)度	令和 2 年 (2020 年)度	令和 3 年 (2021 年)度	環境基準
殿村用水 (分部と安濃町の境)	0.39	0.091	0.20	0.52	0.51	1 以下
御供田池	0.19	0.68	0.28	0.73	0.52	
蛇川(西浦橋)	0.67	0.070	0.11	0.10	0.21	
榊原川(別所橋)	0.064	0.032	0.064	0.066	0.075	
谷杣川(朝日橋)	0.53	0.049	0.15	0.11	0.28	
中ノ川(中ノ川橋)	0.41	0.063	0.12	0.20	0.22	
田中川(汐見橋)	1.1	0.74	0.83	—	1.5	

#### (4) 生活排水の処理状況

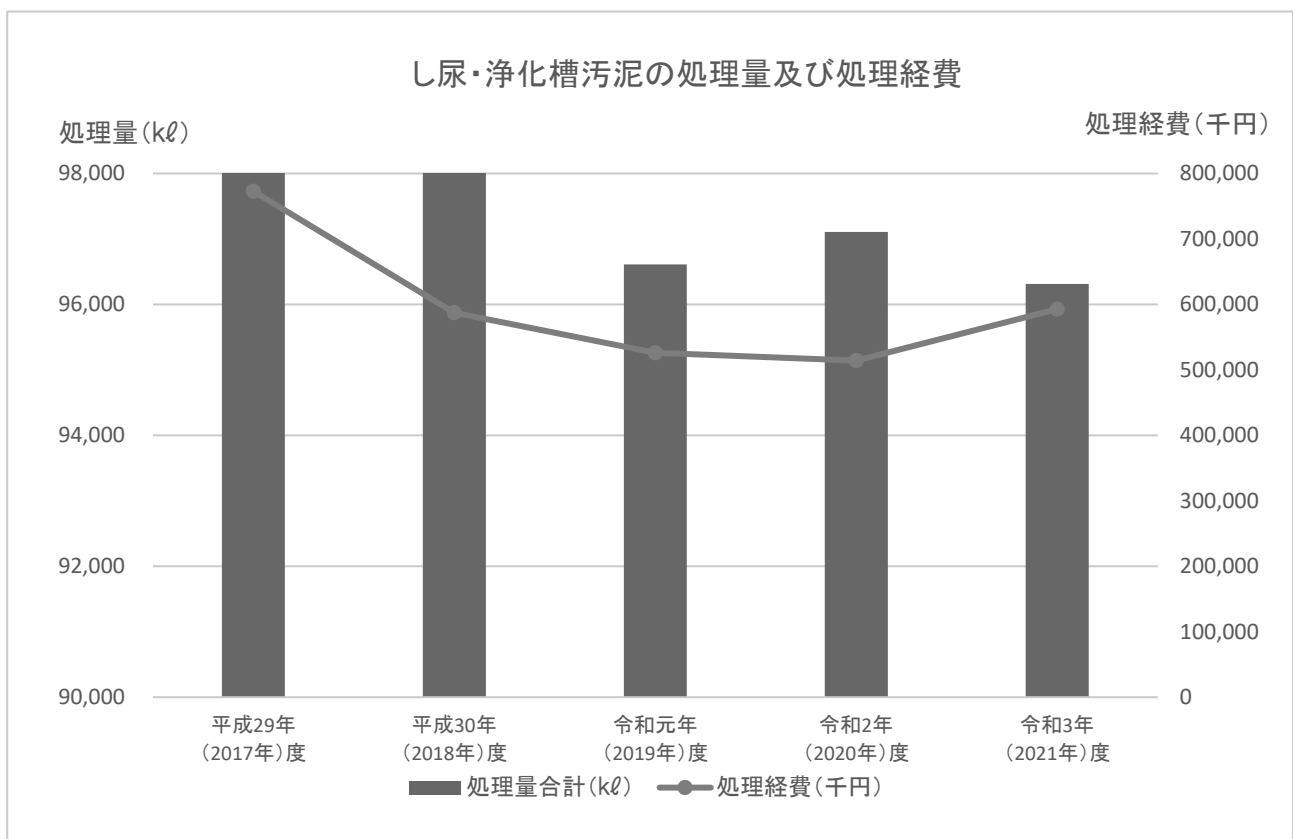
##### ア し尿・浄化槽汚泥の処理状況

市内で発生したし尿及び浄化槽汚泥は「津市安芸・津衛生センター」、「津市クリーンセンターくもす」において、適正に処理・処分を行っています。

令和3年(2021年)度は、平成29年(2017年)度に比べ、処理量は2,265kℓ(約2.3%)増加しており、処理費用は180,159千円(約23.3%)減少しています。

表1 し尿・浄化槽汚泥の処理量及び処理経費(津市安芸・津衛生センター・津市クリーンセンターくもす)

	平成29年(2017年)度	平成30年(2018年)度	令和元年(2019年)度	令和2年(2020年)度	令和3年(2021年)度
し尿(kℓ)	14,252	13,401	12,679	12,245	12,350
汚泥(kℓ)	84,324	90,553	83,932	84,861	83,961
処理量合計(kℓ)	98,576	103,954	96,611	97,106	96,311
処理経費(千円)	772,970	587,294	526,037	514,153	592,811



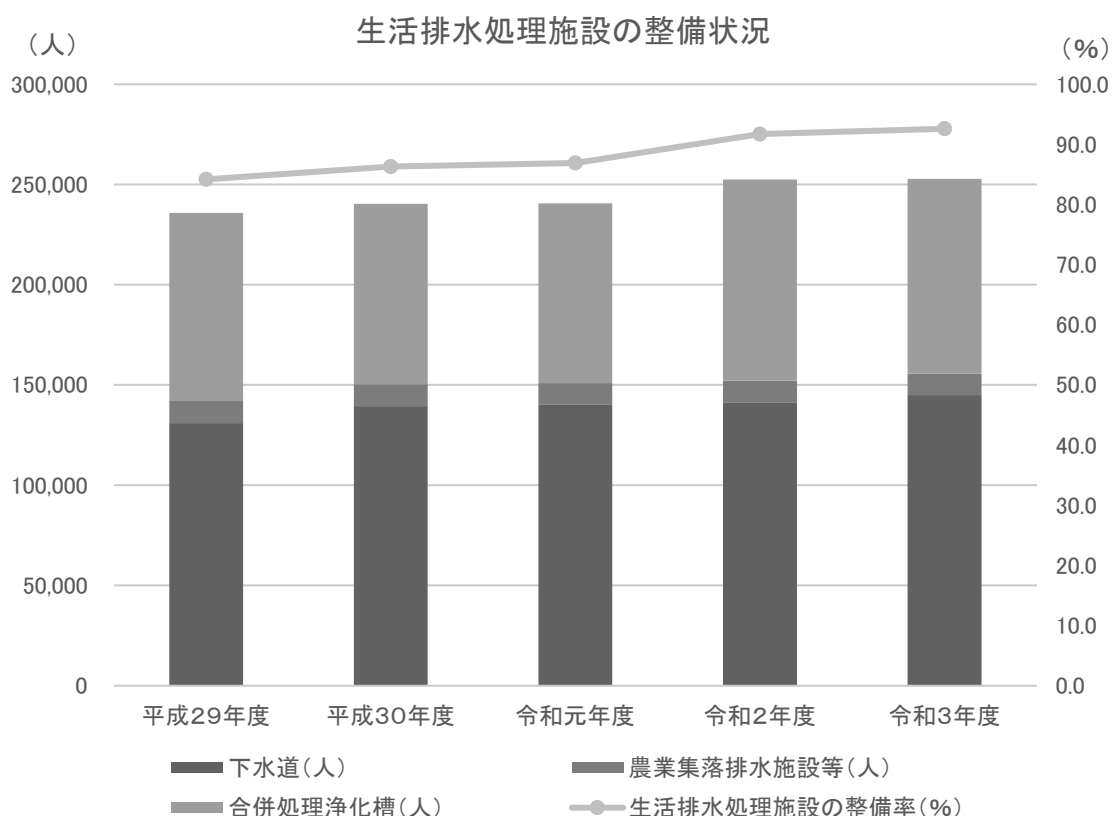
## イ 生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設の整備状況をみると、令和3年（2021年）度の下水道等の集合処理施設による処理人口は約15.6万人、個別処理の浄化槽による処理人口は約9.7万人であり、生活排水処理人口は約25.3万人、生活排水処理施設の整備率は約92.6%です。

表2 生活排水処理施設の整備状況

	下水道(人)	農業集落排水施設等(人)	合併処理浄化槽(人)	生活排水処理施設の整備率(%)
平成29年(2017年)度	130,931	11,011	93,814	84.2
平成30年(2018年)度	139,438	10,956	89,898	86.3
令和元年(2019年)度	140,074	10,838	89,628	86.9
令和2年(2020年)度	141,307	10,765	100,374	91.7
令和3年(2021年)度	144,952	10,704	97,098	92.6

資料：地方公営企業決算状況調査



## ウ 公共下水道の状況

本市の下水道は、流域関連公共下水道と単独公共下水道があります。計画区域は、流域関連公共下水道が合計 6,538.1ha、単独公共下水道が 702.5ha、あわせて 7,240.6ha となっています。

令和 3 年（2021 年）度末の処理区域面積は約 3,777.4ha、処理区域人口が 144,952 人、普及率は 53.1%となっています。

表3 流域関連公共下水道の供用開始状況

令和 3 年(2021 年)度末

名 称	計画区域(ha)	処理区域(ha)
志登茂川処理区(津地域、河芸地域、安濃地域)	2,573.3	614.8
雲出川左岸処理区(津地域、久居地域、香良洲地域)	3,154.5	1,989.8
松阪処理区(一志地域、白山地域)	810.3	553.1
合 計	6,538.1	3,157.7

表4 単独公共下水道の供用開始状況

令和 3 年(2021 年)度末

名 称	計画区域(ha)	処理区域(ha)
中央処理区(津地域)	333.4	325.1
棕本処理区(芸濃地域)	260.7	186.2
雲林院処理区(芸濃地域)	75.4	75.4
高宮処理区(美里地域)	33.0	33.0
合 計	702.5	619.7

(5) 公園・緑地

津市内には、622 箇所の公園があり、面積は 213.44ha となります。そのうち、都市計画区域内には、552 箇所の公園があり、面積は 195.81ha となっています。

表1 市域内の公園緑地の状況

種 類		津市内の公園		都市計画区域内			
		公園数	面積(ha)	都市計画区域内		市街化区域内	
				公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)
都 市 公 園	街区公園	489	55.73	489	55.73	372	34.04
	近隣公園	22	30.78	22	30.78	10	14.92
	地区公園	5	24.90	5	24.90	5	24.90
	総合公園	4	48.28	4	48.28	2	17.38
	歴史公園	2	0.84	2	0.84	0	0
	墓 園	2	6.66	2	6.66	1	5.74
	都市緑地	3	20.6	3	20.60	1	5.86
	緑 道	5	2.58	5	2.57	4	2.50
そ の 他 公 園	都市計画区域内	20	5.45	20	5.45	13	2.49
	都市計画区域外	70	17.62	—	—	—	—
計		622	213.44	552	195.81	408	107.83

令和4年(2022年)4月1日現在

## (6) 歴史文化

本市には、国指定文化財が62件、県指定文化財が87件、市指定文化財が264件あり、中でも、一身田寺内町の高田本山専修寺には、建造物として専修寺御影堂と専修寺如来堂、書跡として、西方指南抄 親鸞筆 附 覚信筆直門弟書写本 6冊と三帖和讃 親鸞筆が国宝に指定されています。

表1 指定文化財一覧表

	有形文化財							無形文化財	民俗文化財		記念物					計
	絵画	彫刻	工芸品	書跡 典籍 古文書	考古 資料	歴史 資料	建造物		有形	無形	史跡	史跡 名勝	名勝	天然 記念物	天然 記念物 (地域を 定めず)	
国 宝				2			2								2	<b>6</b>
重要文化財	12	13		18			2				5		2	1	3	<b>56</b>
県指定文化財	9	22	9	11	6	1	7		2	3	7	1		8	1	<b>87</b>
市指定文化財	21	59	25	32	6	5	15	1	27	44	25	1	1	2		<b>264</b>
計	<b>42</b>	<b>94</b>	<b>34</b>	<b>63</b>	<b>12</b>	<b>6</b>	<b>26</b>	<b>1</b>	<b>29</b>	<b>47</b>	<b>37</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>11</b>	<b>6</b>	<b>413</b>
登録有形文化財							20									<b>20</b>

令和4年(2022年)4月1日現在